

## 素材の日本農林規格の廃止の是非の検討について

農 林 水 産 省

平成16年6月1日

## 1 見直しの検討

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に定められた農林物資規格調査会のJAS規格の制定・見直しの基準（以下「見直しの基準」という。）に基づき素材の日本農林規格（昭和42年12月8日農林省告示第1841号）について見直しを行った結果、廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当するため、所要の検討を行うこととした。

## 2 廃止の是非について

- (1) 素材は、立木を伐倒し、玉切りして得られる「丸太」をいい、製材、合板、床板工場の原材料として、また、そのまま建築用、坑木、くい用として利用されている。

「用材の日本農林規格（昭和28年11月10日農林省告示第769号）」として製材とともに規定されていたが、昭和42年、製材にJAS認定工場制度による格付を実施することから、製材の規格との分離をはかり、新たに「素材の日本農林規格」として制定された。

平成14年の生産量（国産材供給量）は、15,092千m<sup>3</sup>で外材の供給量12,663千m<sup>3</sup>であり、年々減少傾向にある。14年度の格付数量は、5,689m<sup>3</sup>で格付率は1%未満である。

- (2) 見直しの基準2の(1)の①（廃止の是非を検討するに当たっての基準）については、別紙のとおり、①のウ「一の都道府県以外では格付けされなくなった」及び①のエの「格付率が著しく低い」に該当していると判断される。

(3) 見直しの基準2の(1)の③(改正又は確認する方向で検討する基準)のウについて関係団体から要望書が提出されており、廃止の是非の検討を行う。

【素 材】

○ 格付数量

平成14年度の格付数量は、5,689m<sup>3</sup>であり、年々減少している。また、平成12年7月1日に青森県素材生産事業協同組合の登録格付機関としての業務が廃止になり、平成13年度以降は、(社)北海道林産物検査会(北海道内)のみの格付である。

格付数量の推移

単位：m<sup>3</sup>

年 度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
合 計	62,593	49,376	24,207	8,606	5,689
北海道林産物 検査会	38,096	23,855	16,489	8,606	5,689
青森検素材 生産協同組合	24,497	25,521	7,718	—	—

○ 生産量

平成14年の生産量(素材の需給量)については、「木材需給報告書(16年2月版)」によると、27,755千m<sup>3</sup>(国産材：15,092千m<sup>3</sup>、外材：12,663千m<sup>3</sup>)である。

生産量(供給量)の推移

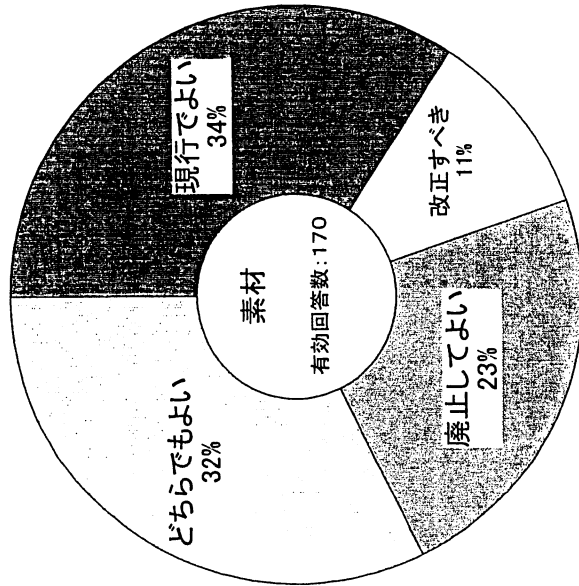
単位：千m<sup>3</sup>

年 度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
合 計	33,248	34,151	32,983	29,688	27,755
国産材	18,058	17,600	17,034	15,774	15,092
外 材	15,190	16,551	15,949	13,914	12,663

# 平成16年度林産物 JAS 規格見直し等に係る利用実態調査結果概要

## 【素材】

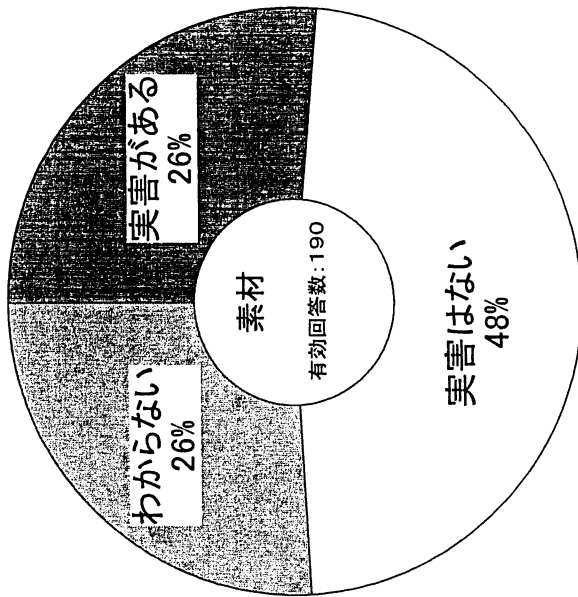
○当該 JAS 規格 (素材) の改廃について  
(アンケート送付数: 345、有効回答数: 170)



対象	JAS 規格についての考え				計
	現行でよい	改正すべき	廃止してよい	どちらでもよい	
製造業者等	42 (14)	6 (2)	18 (6)	33 (11)	100 (33)
実需者	32 (43)	12 (16)	25 (33)	31 (41)	100 (133)
流通業者	25 (1)	0 (0)	0 (0)	75 (3)	100 (4)
合計	34 (58)	11 (18)	23 (39)	32 (55)	100 (170)

注: ( ) 内は、アンケートの実数

○当該 JAS 規格 (素材) の廃止の影響について  
(アンケート送付数: 392、有効回答数: 190)



対象	規格廃止後の実害について			計
	実害がある	実害はない	わからない	
製造業者等	44 (14)	25 (8)	31 (10)	100 (32)
実需者	23 (35)	53 (82)	25 (38)	100 (155)
流通業者	33 (1)	33 (1)	33 (1)	100 (3)
合計	26 (50)	48 (91)	26 (49)	100 (190)

注: ( ) 内は、アンケートの実数

## 押角の日本農林規格の廃止の是非の検討について

農 林 水 産 省  
平成16年6月1日

### 1 見直しの検討

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に定められた農林物資規格調査会のJAS規格の制定・見直しの基準（以下「見直しの基準」という。）に基づき押角の日本農林規格（昭和35年12月1日農林省告示第1204号）について見直しを行った結果、廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当するため、所要の検討を行うこととした。

### 2 廃止の是非について

(1) 押角とは、針葉樹で完全な角材となっておらず丸太の丸みが残っているものをいい、その用途としては工事の仮設材料や東屋、物置、牛舎などに使われている。

当初は、検査法の規格が引き継がれたが、昭和35年に正式のJAS規格が制定された。

生産量は、統計等データがなく不明である。14年度の格付数量は、3,680 m<sup>3</sup>であり、認定工場数は132である。

(2) 見直しの基準2の(1)の①（廃止の是非を検討するに当たっての基準）については、別紙のとおり、①のイの「見直しを行う年度の前々年度以前の2カ年度の平均値が見直しを行う年度の4年度前の格付数量（小売販売額不明）に比べ著しく低下している」及び①のウ「一の都道府県以外では格付けされなくなった」に該当していると判断される。

(3) 見直しの基準2の(1)の③（改正又は確認する方向で検討する基準）のウについて関係団体から要望書が提出されており、廃止の是非の検討を行う。

【押 角】

○ 格付数量

14年度の格付数量は、3,680 m<sup>3</sup>であり、平成13年度以降は、(社)北海道林産物検査会(北海道内)のみの格付である。

格付数量の推移

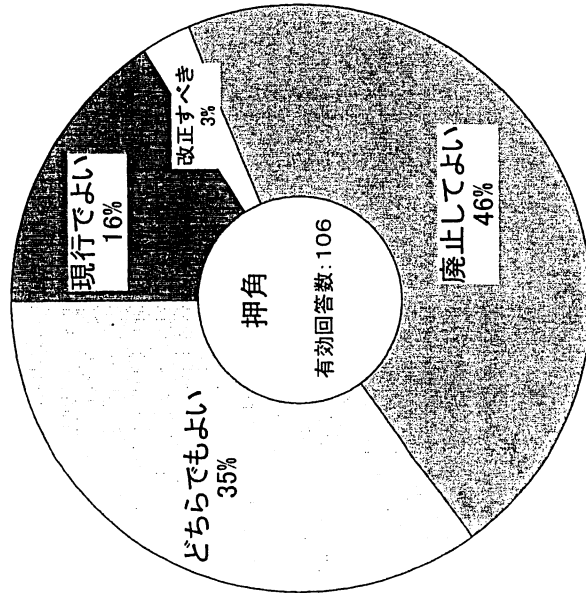
単位：m<sup>3</sup>

年 度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
合 計	7,126	7,558	5,780	3,500	3,680
北海道林産物検査会	6,545	7,149	5,757	3,500	3,680
全国木材組合連合会	581	409	23	0	0

# 平成16年度林産物JAS規格見直し等に係る利用実態調査結果概要

## 【押角】

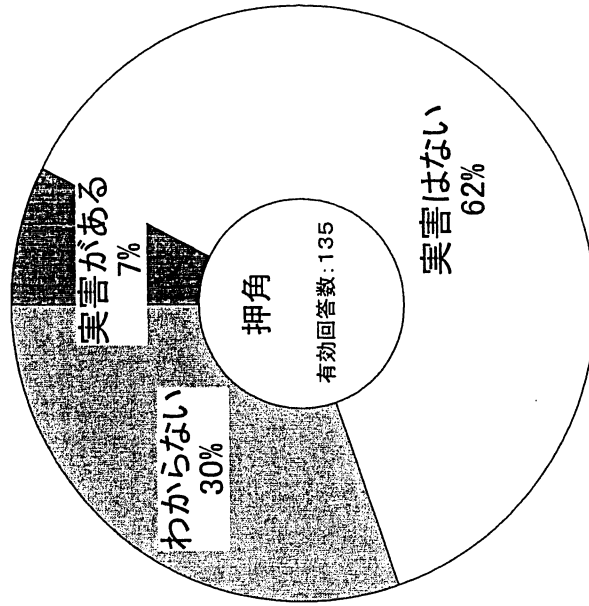
○当該JAS規格（押し角）の改廃について  
 （アンケート送付数：267、有効回答数：106）



対象	JAS規格についての考え方				計
	現行でよい	改正すべき	廃止してよい	どちらでもよい	
製造業者等	16 (16)	3 (3)	48 (48)	34 (34)	100 (101)
実需者	0 (0)	0 (0)	100 (1)	0 (0)	100 (1)
流通業者	25 (1)	0 (0)	0 (0)	75 (3)	100 (4)
合計	16 (17)	3 (3)	46 (49)	35 (37)	100 (106)

注：（）内は、アンケートの実数

○当該JAS規格（押し角）の廃止の影響について  
 （アンケート送付数：314、有効回答数：135）

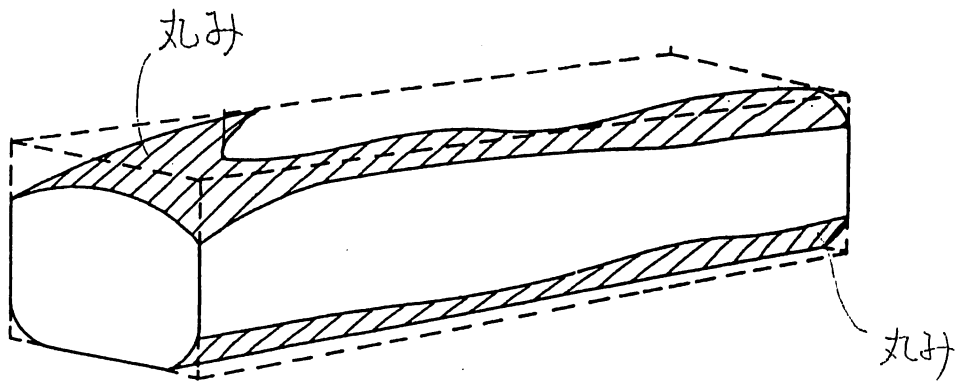


対象	規格廃止後の実害について			計
	実害がある	実害はない	わからない	
製造業者等	10 (9)	59 (55)	32 (30)	100 (94)
実需者	3 (1)	71 (27)	26 (10)	100 (38)
流通業者	0 (0)	67 (2)	33 (1)	100 (3)
合計	7 (10)	62 (84)	30 (41)	100 (135)

注：（）内は、アンケートの実数

押 角

針葉樹で完全な角材となっておらず丸太の丸みが残っているものをいう。  
その用途としては工事の仮設材料や東屋、物置、牛舎などに使われている。





## 耳付き材の日本農林規格の廃止の是非の検討について

農 林 水 産 省

平成16年6月1日

### 1 見直しの検討

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に定められた農林物資規格調査会のJAS規格の制定・見直しの基準（以下「見直しの基準」という。）に基づき耳付き材の日本農林規格（昭和35年12月1日農林省告示第1205号）について見直しを行った結果、廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当するため、所要の検討を行うこととした。

### 2 廃止の是非について

(1) 耳付き材とは、丸太を挽くときに両端の耳の部分又は一方を残している状態で針葉樹及び広葉樹の製材をいい、その用途としては家具材、建具、内装材などに使われている。

当初は、検査法の規格が引き継がれたが、昭和35年に「耳付き材の日本農林規格」として制定された。

生産量は、統計等データがなく不明である。14年度の格付数量は、11,177m<sup>3</sup>であり、認定工場数は145である。

(2) 見直しの基準2の(1)の①（廃止の是非を検討するに当たっての基準）については、別紙のとおり、①のイの「見直しを行う年度の前々年度以前の2カ年度の平均値が見直しを行う年度の4年度前の格付数量（小売販売額不明）に比べ著しく低下している」に該当していると判断される。

(3) 見直しの基準2の(1)の③（改正又は確認する方向で検討する基準）のウについて関係団体から要望書が提出されており、廃止の是非の検討を行う。

【耳付き材】

14年度の格付数量は、11,177 m<sup>3</sup>であり、年々減少している。

格付数量の推移

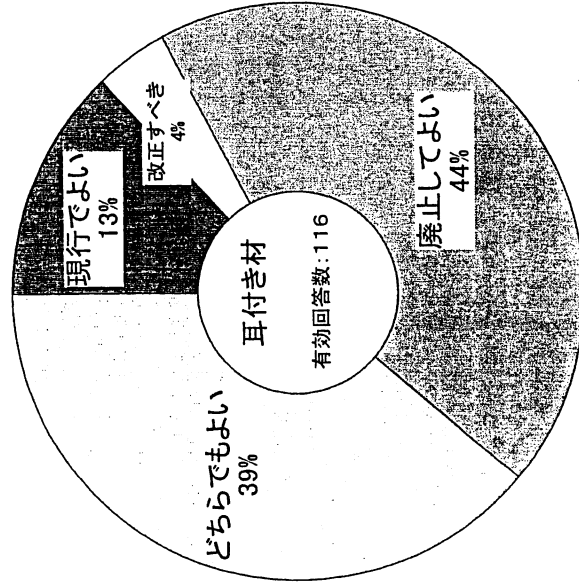
単位：m<sup>3</sup>

年 度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
合 計	33,368	27,713	26,160	22,047	11,177
北海道林産 物検査会	18,986	15,446	14,090	11,589	5,007
全国木材組 合連合会	14,382	12,267	12,070	10,458	6,170

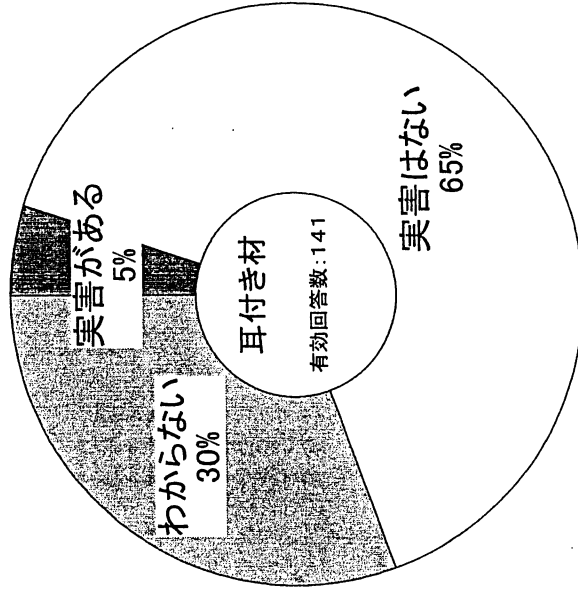
# 平成16年度林産物JAS規格見直し等に係る利用実態調査結果概要

## 【耳付き材】

○当該JAS規格（耳付き材）の改廃について  
（アンケート送付数：275、有効回答数：116）



○当該JAS規格（耳付き材）の廃止の影響について  
（アンケート送付数：322、有効回答数：141）



対象	JAS規格についての考え				計
	現行でよい	改正すべき	廃止してよい	どちらでもよい	
製造業者等	13 (13)	3 (3)	48 (49)	37 (38)	100 (103)
実需者	11 (1)	22 (2)	22 (2)	44 (4)	100 (9)
流通業者	25 (1)	0 (0)	0 (0)	75 (3)	100 (4)
合計	13 (15)	4 (5)	44 (51)	39 (45)	100 (116)

注：（）内は、アンケートの実数

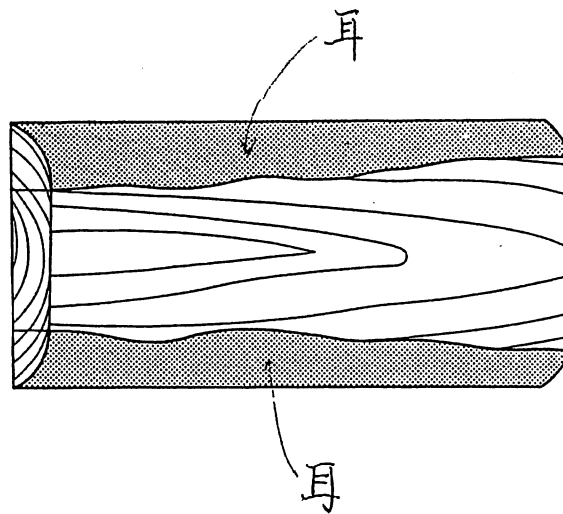
対象	規格廃止後の実害について			計
	実害がある	実害はない	わからぬ	
製造業者等	5 (5)	63 (60)	32 (31)	100 (96)
実需者	5 (2)	69 (29)	26 (11)	100 (42)
流通業者	0 (0)	67 (2)	33 (1)	100 (3)
合計	5 (7)	65 (91)	30 (43)	100 (141)

注：（）内は、アンケートの実数

### 耳付き材

耳すりをしない（丸太を挽くときに両端の耳の部分又は1方を残している状態）針葉樹及び広葉樹の製材をいう。

その用途としては家具材、建具、内装材などに使われている。



## 電柱用素材の日本農林規格の廃止の是非の検討について

農 林 水 産 省

平成16年6月1日

### 1 見直しの検討

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に定められた農林物資規格調査会のJAS規格の制定・見直しの基準（以下「見直しの基準」という。）に基づき電柱用素材の日本農林規格（昭和26年5月28日農林省告示第191号）について見直しを行った結果、廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当するため、所要の検討を行うこととした。

### 2 廃止の是非について

(1) 昭和26年に「電柱用素材の日本農林規格」が制定され、用材の日本農林規格の関連で28年、35年に改正、42年に素材の日本農林規格関連で改正され、現在に至っている。

生産量は、統計等データがなく不明であるが、日本木材防腐工業組合の資料によると平成14年の電柱（防腐木材）生産量は1,068 m<sup>3</sup>、平成15年は905 m<sup>3</sup>である。

また、格付実績はない。

(2) 見直しの基準2の(1)の①（廃止の是非を検討するに当たっての基準）については、別紙のとおり、国内製造業者数は16社で①のア「製造業者等が限定され」に該当し、生産量は61%減であり、①のイ「生産量（小売販売額不明）が著しく低下している」に該当し、また、格付実績がないため、①のウ「一の都道府県以外では格付けされなくなった」及び①のエの「格付率が著しく低い」にも該当していると判断される。

(3) 見直しの基準 2 の(1)の③(改正又は確認する方向で検討する基準)のウについて関係団体から要望書が提出されているので、廃止の是非の検討を行う。

## 【電柱用素材】

生産量については、日本木材防腐工業組合の資料によると平成14年の電柱(防腐木材)生産量は1,068 m<sup>3</sup>、平成15年は905 m<sup>3</sup>である。

防腐木材生産量(電柱)

単位：m<sup>3</sup>

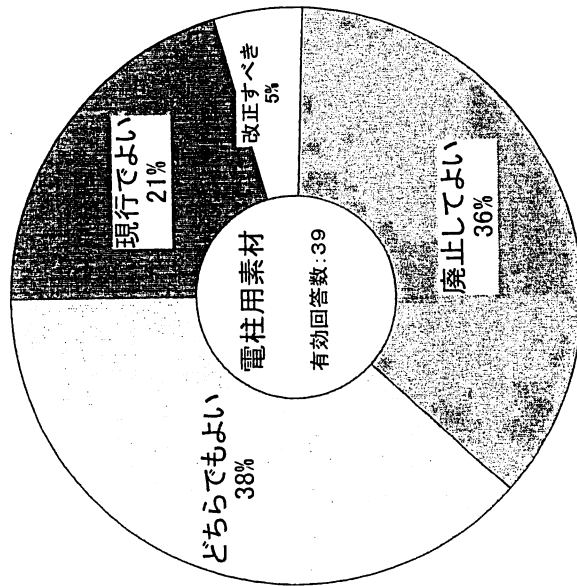
年次	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
生産量	2,203	2,421	2,532	1,673	1,068	905

日本木材防腐工業組合調べ

# 平成16年度林産物JAS規格見直し等に係る利用実態調査結果概要

## 【電柱用素材】

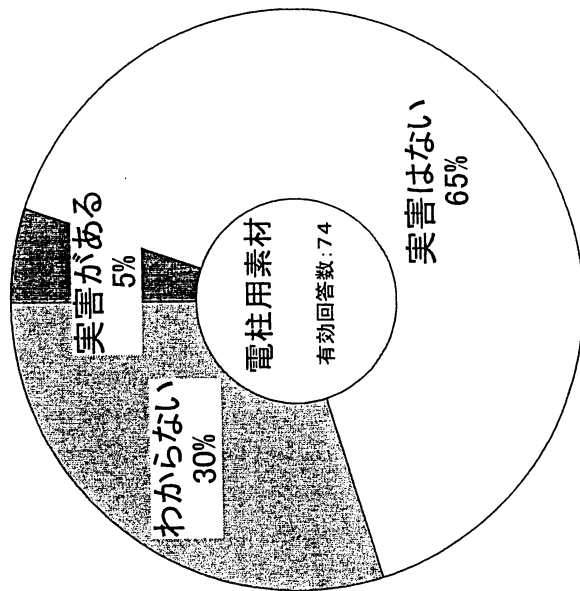
○当該JAS規格（電柱用素材）の改廃について  
（アンケート送付数：120、有効回答数：39）



対象	JAS規格についての考え				計
	現行でよい	改正すべき	廃止してよい	どちらでもよい	
製造業者等	19 (5)	4 (1)	42 (11)	35 (9)	100 (26)
実需業者	33 (3)	0 (0)	33 (3)	33 (3)	100 (9)
流通業者	0 (0)	25 (1)	0 (0)	75 (3)	100 (4)
合計	21 (8)	5 (2)	36 (14)	38 (15)	100 (39)

注：( )内は、アンケートの実数

○当該JAS規格（電柱用素材）の廃止の影響について  
（アンケート送付数：167、有効回答数：74）



対象	規格廃止後の実害について			計
	実害がある	実害はない	わからない	
製造業者等	4 (1)	50 (14)	46 (13)	100 (28)
実需業者	5 (2)	77 (33)	19 (8)	100 (43)
流通業者	33 (1)	33 (1)	33 (1)	100 (3)
合計	5 (4)	65 (48)	30 (22)	100 (74)

注：( )内は、アンケートの実数



## まくら木の日本農林規格の廃止の是非の検討について

農 林 水 産 省

平成16年6月1日

### 1 見直しの検討

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に定められた農林物資規格調査会のJAS規格の制定・見直しの基準（以下「見直しの基準」という。）に基づきまくら木の日本農林規格（昭和41年4月18日農林省告示第539号）について見直しを行った結果、廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当するため、所要の検討を行うこととした。

### 2 廃止の是非について

(1) 昭和26年に「枕木の日本農林規格」が制定され、昭和41年になって鉄道のスピードアップ等による材質の引き上げ要望により、材質の項の改正と同時に規格名を「まくら木の日本農林規格」と改称し、制定され、現在に至っている。

生産量は、統計等データがなく不明であり、格付実績はない。

(2) 見直しの基準2の(1)の①（廃止の是非を検討するに当たっての基準）については、別紙のとおり、格付実績がないため、①のウ「一の都道府県以外では格付けされなくなった」に該当しており、また、①のエの「格付率が著しく低い」にも該当していると判断される。

(3) 見直しの基準2の(1)の③（改正又は確認する方向で検討する基準）のウについて関係団体から要望書が提出されており、廃止の是非の検討を行う。

## 【まくら木】

生産量については、ヒバ等耐久性の高いものなど防腐処理しないまくら木の生産もあるため、全体量は不明である。

防腐処理されたまくら木の実産量は、日本木材防腐工業組合の資料によると平成14年は25,240 m<sup>3</sup>、平成15年は、22,584 m<sup>3</sup>である。

防腐木材生産量（まくら木）

単位：m<sup>3</sup>

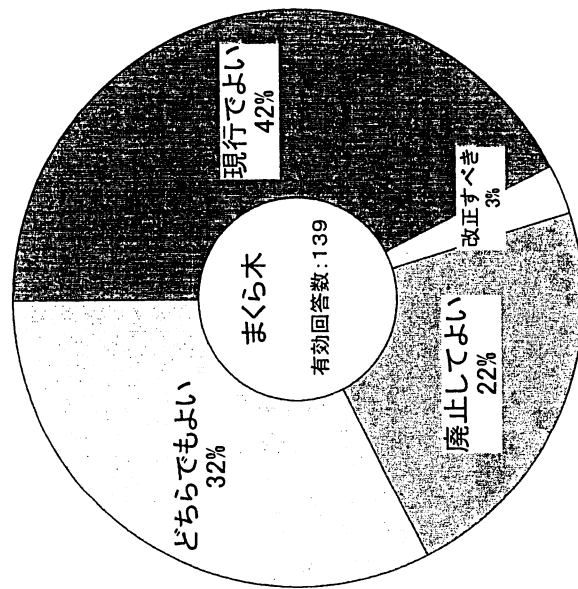
年次	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
生産量	30,343	26,821	27,530	26,867	25,240	22,584

日本木材防腐工業組合調べ

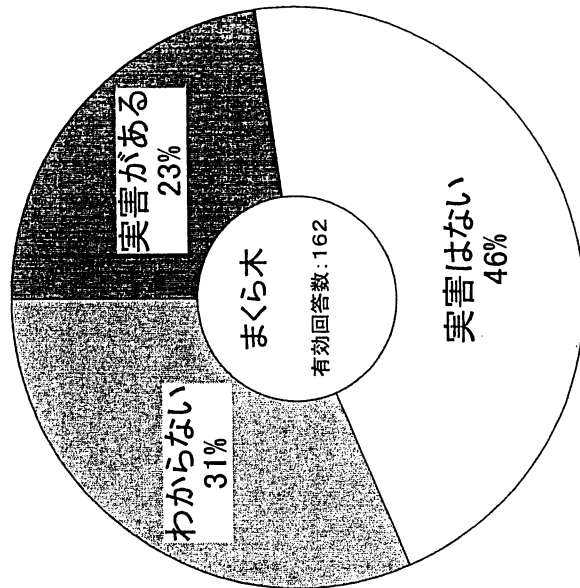
# 平成16年度林産物JAS規格見直し等に係る利用実態調査結果概要

## 【まくら木】

○当該JAS規格(まくら木)の改廃について  
(アンケート送付数:260、有効回答数:139)



○当該JAS規格(まくら木)の廃止の影響について  
(アンケート送付数:307、有効回答数:162)



対象	JAS規格についての考え				計
	現行でよい	改正すべき	廃止してよい	どちらでもよい	
製造業者等	19 (11)	0 (0)	47 (27)	34 (20)	100 (58)
実需者	62 (48)	4 (3)	5 (4)	29 (22)	100 (77)
流通業者	0 (0)	25 (1)	0 (0)	75 (3)	100 (4)
<b>合計</b>	<b>42 (59)</b>	<b>3 (4)</b>	<b>22 (31)</b>	<b>32 (45)</b>	<b>100 (139)</b>

注:( )内は、アンケートの実数

対象	規格廃止後の実害について			計
	実害がある	実害はない	わからぬ	
製造業者等	10 (6)	50 (29)	40 (23)	100 (58)
実需者	30 (30)	44 (44)	27 (27)	100 (101)
流通業者	33 (1)	33 (1)	33 (1)	100 (3)
<b>合計</b>	<b>23 (37)</b>	<b>46 (74)</b>	<b>31 (51)</b>	<b>100 (162)</b>

注:( )内は、アンケートの実数

素材、押角、耳付き材及び電柱用素材並びにまくら木の日本農林規格の見直しについて

1 見直しの基準2(1)①(廃止の是非を検討するに当たっての基準)に該当している項目						
項目	品目	素材	押角	耳付き材	電柱用素材	まくら木
ア	製造業者等が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格	(素材生産業者数は5,735)	(認定工場は132社)	(認定工場は145社)	該当[製造業者は16社]	不明
イ	見直しを行う年度の過去2ケ年度の小売販売額の平均値が見直しを行う年度の4年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	(素材供給量は13%減)	該当 [格付数量は38%減]	該当 [格付数量は36%減]	該当 [生産量は61%減]	不明
ウ	一の都道府県以外では格付されなかった農林物資の規格	該当 [平成12年度まで複数の都道府県で格付されていたが、平成13年度から北海道のみで格付されている]	該当 [平成12年度まで複数の都道府県で格付されていたが、平成13年度から北海道のみで格付されている]	(複数の都道府県で格付)	該当 [格付実績無]	該当 [格付実績無]
エ	格付率が著しく低い規格	該当 [格付率1%未満]	不明	不明	該当 [格付率0% (格付実績無)]	該当 [格付率0% (格付実績無)]

2 見直しの基準2(1)③(改正又は確認する方向で検討する基準)に該当する項目

項目	品目	素材	押角	耳付き材	電柱用素材	まくら木
ア	改正することにより廃止の基準に該当しなくなるが見込まれる規格	(格付率の増加は見込まれない)	(格付数量の増加は見込まれない)	(格付数量の増加は見込まれない)	(格付け実績がなく、格付率向上は見込まれない)	(格付実績がなく、格付率向上は見込まれない)
イ	他法令で引用されている規格	(他法令による引用なし)	(他法令による引用なし)	(他法令による引用なし)	(他法令による引用なし)	(他法令による引用なし)
ウ	消費者、実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格	(他法令による引用なし) [製造業者等が存続要望書を提出]	(他法令による引用なし) [製造業者等が存続要望書を提出]	(他法令による引用なし) [製造業者等が存続要望書を提出]	(他法令による引用なし) [製造業者等が存続要望書を提出]	(他法令による引用なし) [製造業者等が存続要望書を提出]
エ	国際的規格の動向や消費者ニーズへの対応等存続させることについて政策的な必要性がある規格	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照
オ	その他存続させることについて合理的な理由がある規格	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照

(別紙)

素材、押角、耳付き材及び電柱用素材並びにまくら木の日本農林規格の見直しについて

項目	品目	素材	押角	耳付き材	電柱用素材	まくら木
市場規模	生産量 (14年) 27,755千m3	生産量 (14年) 約4,237億円 (※1)	統計等データなく不明 (参考指標) ・押角は主に土木建設 用と考えられる。 ・生産量は土木建設用 材の国内生産量 (578千m3; 14年) の一部と推測。	統計等データなく不明 (参考指標) ・耳付き材は主に家具建 具用と考えられる。 ・生産量は家具建具材 の国内生産量 (255千m3; 14年) の一部と推測。	生産量 (15年) 0.9千m3 生産額 (15年) 約0.9億円 (※2)	生産量 (15年) 23千m3 生産額 (15年) 約17億円 (※3)
規格が引用 されている もの	【国の仕様書等】 ・「官庁官繕関係技術基 類等統一基準」(官庁官 繕関係基準等省庁連絡 会議) ・「素材等検知業務請負要 領準則の制定について(林 野庁長官通達)」 ・「国有林野産物収穫調査 規程準則の制定について (林野庁長官通達)」 【公共団体等の仕様書】 ・「北海道有林野の産物売 払規則」(北海道庁) 【民間仕様書】 ・「愛媛県森林組合連合会 市売規程」(愛媛県森 組連合会)	【公共団体等の仕様書】 ・「軌道用品購入標準交 通局)他名古屋、様 阪の交通局の仕様書」 【民間仕様書】 ・「まくら木標準仕様道 書」(JRを含む 会社7社)	確認できず	確認できず	【民間仕様書】 ・「クレオソート(中 油注入電柱)(中 国電力)	【公共団体等の仕様書】 ・「軌道用品購入標準交 通局)他名古屋、様 阪の交通局の仕様書」 【民間仕様書】 ・「まくら木標準仕様道 書」(JRを含む 会社7社)
関連国 際規格	ISO/TC218に規格あり	ISO/TC218に規格あり	ISO/TC218内の製材の 一部に押角に相当する 材の記述あり。	無	不明	無

(注) 1 素材の生産量と押角、耳付き材の参考の数値は「平成14年木材需給報告書」による。  
 2 電柱用素材、まくら木の生産量は、防腐処理されたものの数値であり、日本木材防腐工業組合の資料による。  
 3 電柱用素材の中国電力の仕様書及びまくら木の民間仕様書はアンケート及び聞き取りにより確認されたもの。  
 4 ※1～3は別添により試算。

## 生産額の試算

### 【素 材】(※1)

- 平成14年の素材生産額は、約 4,237 億円と試算。

— 計算式 —

$$\boxed{(\text{国内生産額} : 2,236 \text{ 億円}) + (\text{輸入額} : 2,001 \text{ 億円}) = 4,237 \text{ 億円}}$$

国内生産額 : 「平成14年木材需給報告書」より、樹種別素材生産量にそれぞれの樹種別木材価格を乗じた値の合計

輸 入 額 : 「財務省通関統計」による平成14年の丸太輸入量

### 【電柱用素材】(※2)

- 平成15年の防腐処理された電柱の生産額は、約 0.9 億円と試算。

— 計算式 —

$$\boxed{(\text{生産本数} : 15,083 \text{ 本}) \times (\text{単価} : 6 \text{ 千円/本}) = 90,498 \text{ 千円}}$$

生産本数 : (生産量 : 905 m<sup>3</sup>) / (単材積 : 0.060 m<sup>3</sup>) = 15,083 本

※ 単材積は、日本木材防腐工業組合及び防腐工場からの聞き取りにより、もっとも多く生産されている木柱(長さ6m最小径9cm)の材積

単価(6m) : 日本木材防腐工業組合の防腐工場からの聞き取りによる

### 【まくら木】(※3)

- 平成14年の防腐処理されたまくら木の生産額は、約 17 億円と試算。

— 計算式 —

$$\boxed{(\text{生産量} : 22,584 \text{ m}^3) \times (\text{単価} : 76 \text{ 千円/m}^3) = 1,716,384 \text{ 千円}}$$

生 産 量 : 日本木材防腐工業組合の資料による

単 価 : 日本木材防腐工業組合聞き取りにより、もっとも多く生産されている並まくら木2号(長さ210×幅20×厚さ14cm)の単価

農林物資規格調査会長 殿

# 要 望 書

素材の日本農林規格等の存続を求める要望について

平成16年4月22日



## 素材の日本農林規格等の存続について

貴職におかれましては、日本農林規格制度を通じて林産物の品質の改善、生産の合理化につき御指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本農林規格につきましては5年ごとに既存の規格を見直すこととされており、これまで多くの規格の見直しが進んできておりますが、平成16年度見直し予定の素材の日本農林規格、押角の日本農林規格、耳付き材の日本農林規格、電柱用素材の日本農林規格及びまくら木の日本農林規格につきましては、下記の理由から存続させていただきたくお願い申し上げます。

### 記

- 1 素材、押角、耳付き材の日本農林規格については、国産材、輸入材を問わず、わが国の生産・流通実態上、それぞれの規格に基づく材積計算方法等の度量衡を利用して行われており、規格が廃止されることにより市場に大きな混乱を招くことが予想されること。
- 2 また、素材の輸出が始められており、国家規格の必要性が高まっていること。
- 3 さらに、押角及び耳付き材については、住宅部材等として使用されるものであり、使用用途に応じた品質・性能等の互換性を保持することが求められており、そのための標準規格が必要であること。
- 4 電柱用素材及びまくら木の日本農林規格については、格付は行われていないものの、商品取引における仕様書等に引用されており、業務用取引規格として機能していること。

つきましては、このような状況をご賢察いただき、上記の素材の日本農林規格等を存続させていただきますようお願い申し上げます。

平成16年4月22日

201

社団法人 全日本木材市場連盟

会長



日本合板工業組合連合会

会長



全国LVL協会

会長



全国素材生産業協同組合連合会

会長



社団法人 全国木材組合連合会

会長

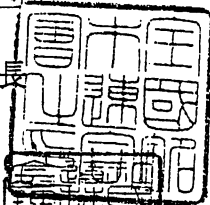


ログハウス協会



全国銘木連合会

会長



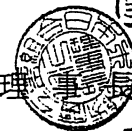
社団法人 北海道林産物検査会

理事長



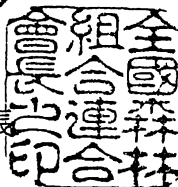
日本木材防腐工業組合

理事長



全国森林組合連合会 代表理事会

会長



日本プリント・カラー合板工業組合

理事長



社団法人 日本建材産業協会

会長



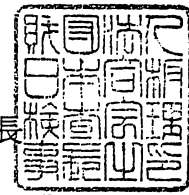
財団法人 日本住宅・木材技術センター

理事長



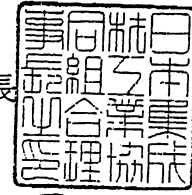
財団法人 日本合板検査会

理事長



日本集成材工業協同組合

理事長



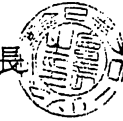
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

会長



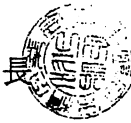
日本フローリング工業会

会長



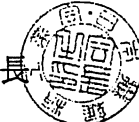
日本複合床板工業会

会長



日本繊維板工業会

会長



社団法人 全国木材市売買方組合連盟

会長



社団法人 日本木材保存協会

会長



全国国有林造林生産業連絡協議会

会長



全国木材防虫 J A S 協議会

会長



素材の生産及び販売

単位: m<sup>3</sup>

年 森 林 管 理 局 ( 分 局 )	生 産 量	販 売 量		
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
平成 1 0 年 度	961,507	(2,521) 980,432	(2,458) 815,450	(63) 164,980
平成 1 1 年 度	692,448	(1,302) 693,542	(1,082) 583,180	(220) 110,362
平成 1 2 年 度	556,228	(1,002) 570,783	(878) 495,218	(124) 75,565
平成 1 3 年 度	476,919	(474) 484,143	(473) 427,922	(1) 56,219
平成 1 4 年 度	589,855	(1,160) 590,337	(1,088) 533,669	(72) 56,666
北 海 道	129,582	(108) 129,269	(53) 89,012	(55) 40,256
局 ( 直 轄 )	13,767	13,765	5,054	8,711
旭 川	44,244	43,327	26,881	16,446
北 見	35,066	35,987	29,421	6,565
帯 広	35,087	(13) 35,074	(13) 26,590	(55) 8,484
函 館	1,418	(95) 1,116	(40) 1,066	(55) 50
東 北	150,035	613 148,107	596 133,843	17 14,264
局 ( 直 轄 )	70,707	(504) 70,464	(504) 70,082	(17) 382
青 森	79,328	(109) 77,643	(92) 63,761	(17) 13,882
関 東	107,921	(13) 109,788	(13) 108,422	(13) 1,366
局 ( 直 轄 )	83,097	(4) 84,356	(4) 83,246	(4) 1,110
東 京	24,824	(9) 25,432	(9) 25,176	(9) 256
中 部	62,137	(348) 64,072	(348) 63,706	(348) 366
局 ( 直 轄 )	47,722	50,550	50,234	316
名 古 屋	14,415	(348) 13,522	(348) 13,472	(348) 50
近 畿 中 国	5,789	5,789	5,778	10
四 国	51,128	(78) 51,318	(78) 51,184	(78) 134
九 州	83,263	81,994	81,724	270

- 1 本表は、製品生産及び製品販売実行総括表により作成した。
- 2 販売量には、輸送販売を含む。
- 3 内部振替は、販売量欄に( )外書した。

## 素材等検知業務請負要領準則の制定について

〔平成4年4月3日 4林野業一第25号〕  
〔林野庁長官より各営林(支)局長あて〕

平成9年3月31日 9林野管第43号

平成11年2月26日 11林野管第25号

[最終改正] 平成15年6月11日 15林国業第39号

製品生産事業により生産された素材等の検知業務の請負について、別紙のとおり「素材等検知業務請負要領準則」を定めたので通知する。

各森林管理局長は、これに基づき管内の実情を加味して内容をさらに具体的に規定した素材等検知業務要領を定めて、素材等検知業務請負の円滑かつ的確な実施を図らねたい。

なお、森林管理局において、素材等検知業務請負要領を定めた場合は、速やかにその内容を報告されたい。

別紙

### 素材等検知業務請負要領準則（抄）

#### 第1章 総 則

##### （目的）

第1条 この準則は、製品生産事業により生産された素材等の検知業務の請負に関し、森林管理局長が要領を定める場合の基準となる事項を定めることを目的とする。

##### （検知業務の範囲）

第2条 この準則が対象とする検知業務の範囲は、製品生産事業によって生産された素材、薪、末木枝条、根株等（以下「素材等」という。）の形量、計測（日本農林規格に基づく素材の長さ及び径の測定）、樹種別区分、品等・品質の区分格付、表示（層積検知にあつての測定個所の明示を含む。）、野帳等（素材はい積検知野帳等）への記入、材積計算及び集計業務とする。

## ○国有林野産物収穫調査規程準則の制定について

〔昭和42年4月17日 42林野業第193号〕  
林野庁長官より各営林局長あて

〔最終改正〕 平成11年8月18日 11林野業第20号

国有林野の産物を売り払い、譲渡又は内部的使用の目的をもって調査する場合の収穫調査に関し、別紙のとおり「国有林野産物収穫調査規程準則」を定めたので森林管理局長はこれに基づき、管内の実情を加味して内容をさらに具体的に規定した国有林野産物収穫調査規程を作成し収穫調査の実施に当たっては、遺憾のないようされたい。

なお、国有林野産物収穫調査規程を作成した場合は、速やかにその規程の内容を報告されたい。

別 紙

### 国有林野産物収穫調査規程準則（抄）

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この準則は、国有林野の産物売払規程（昭和25年農林省告示第132号）第2条に規定する産物（林産物の加工品を除く）を売り払い、譲渡又は内部的使用（製品生産等を含む。以下同じ。）の目的をもって調査する場合の収穫調査に関し必要な基準事項を定めることを目的とする。

（品質区分）

第20条 立木の品質区分は、素材の日本農林規格及び地方の需要実態等を考慮して森林管理局長が定めるものとする。

# 北海道有林野の産物売払規則（抄）

昭和 36 年 1 月 19 日  
規則第 9 号

改正 昭和 38 年 4 月 1 日規則第 31 号 昭和 39 年 4 月 1 日規則第 41 号  
昭和 45 年 6 月 1 日規則第 72 号 昭和 46 年 4 月 1 日規則第 34 号  
昭和 55 年 5 月 24 日規則第 73 号 平成 6 年 4 月 1 日規則第 58 号  
平成 8 年 12 月 17 日規則第 96 号 平成 9 年 3 月 31 日規則第 17 号  
平成 10 年 3 月 24 日規則第 20 号 平成 13 年 3 月 30 日規則第 59 号  
平成 13 年 6 月 15 日規則第 86 号 平成 14 年 4 月 1 日規則第 59 号  
平成 15 年 4 月 22 日規則第 61 号 平成 15 年 4 月 30 日規則第 63 号

北海道有林野の産物売払規則をここに公布する。

北海道有林野の産物売払規則

北海道有林野の産物売払規則（昭和 25 年北海道規則第 263 号）の全部を改正する。

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 15 条）
- 第 2 章 競争入札（第 16 条—第 22 条）
- 第 3 章 随意契約（第 23 条—第 25 条）
- 第 4 章 代金等の納付（第 26 条—第 35 条）
- 第 5 章 産物の引渡し及び搬出（第 36 条—第 45 条）
- 第 6 章 契約の解除及び変更（第 46 条—第 49 条）
- 第 7 章 雑則（第 50 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 道有林野の産物の売払については、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則で「産物」とは、森づくりセンター所長が管理する林産物（土石等を含む。）及びその加工品をいう。

（数量の計算）

第 8 条 売払産物の数量の計算は、日本農林規格及び道有林野産物実査規程の定めるところにより行うものとし、これらにその定めのないものについては、知事の定める基準により行うものとする。

第 9 条及び第 10 条 削除

# 森林組合連合会市売規程 (抄)

(昭和41年1月1日施行)

昭和42年3月1日	昭和43年2月12日	昭和45年6月15日	昭和46年7月1日
昭和48年4月1日	昭和48年6月1日	昭和49年9月27日	昭和50年5月1日
昭和51年12月8日	昭和56年6月15日	昭和58年1月1日	昭和68年4月1日
昭和58年8月1日	昭和58年9月1日	昭和59年11月1日	昭和60年4月6日
昭和60年6月6日	昭和62年7月1日	昭和63年9月13日	平成3年6月1日
平成5年9月1日	平成9年4月16日		

## 目的

連合会（以下、会という）が経営する市売場等における素材、製材品、椎茸、緑化木等（以下「市売物品」という）の市売等は、この規程の定めるところにより行う。

## 販売の方法

市売等は、すべて無条件による委託販売とし、販売した代金は、一切会において責任を負う。

## （入 荷）

第7条 市売場等への市売物品の入荷にあたっては、所長、又は係員の指示に従わなければならない。

## （預り書の発行）

第8条 第7条による入荷があったときは、預り書を発行する。

## （検収方法）

第9条 入荷した市売物品の検収方法は、農林規格、度量衡法、又は商慣習による。



## 第1回出荷分の取扱方式

### (覚書 4)

株式会社(甲)及び(乙)は、2003年8月8日付け取引基本契約に関し、初年度に乙が甲から日本産丸太を購入して商品に加工した後、商品を甲に対し売却する分のうち、第1回出荷分について、次のとおり合意し、覚書を締結する。

- 1 甲乙双方が長期的な共同事業の展開を合意し、初年度内の第1回出荷分として、約3,000~5,000立方メートルの日本産丸太(スギ及びヒノキ)は、2003年9月末ころに日本国港より出荷されることとする。
- 2 第1回出荷分のスギ及びヒノキの比率は、後日に甲から乙に通知する。材積の計測方法は、日本農林規格(JAS)基準に基づくこととする。丸太の直径は14cm以上、長さは2メートル、3メートル、4メートルの3種類とするが、実測はそれぞれ約3cm以上長くし、出荷されることとする。
- 3 甲は、丸太のうち、直材と曲がり材を別々に束ねることとする。直材と曲がり材の比率によって乙が甲から丸太を購入する価格は修正されることとし、丸太のうちスギ丸太の価格(CIF価格)は最高で 米ドル/1立方メートルとし、同額を超えないものとする。また、ヒノキ丸太の価格(CIF価格)は最高で 米ドル/1立方メートルとし、同額を超えないものとする。なお、丸太の価格は、第1回出荷分を運搬する船が出港するまでに、甲が乙に対して見積書を提出することにより、指定する。
- 4
- 5
- 6 丸太が加工工場に運送されるまでに、(株)は、甲の技術顧問である(株)の指導に基づいて、中国産スギ及びその他の樹種の丸太を用いて製材技術を学習し、機械の性能をテストし、製材率、品質及び生産効率などを調べ、日本産丸太の本格製材のため準備をする。
- 7 第1回出荷分の丸太が加工工場に到着した後、(株)は、自ら加工工場を訪ねて、製材の技術指導を行なう。乙及び(株)は、(株)の技術指導に従わなければならない。なお、(株)の技術指導料は無料であるが、乙及び(株)は、(株)の仕事、生活、通訳などにつきすべての費用を負担して、最大限の便宜を図り、技術指導を受ける準備を整えることとする。
- 8

9

[Redacted text block]

以上

2003年8月8日

[Redacted] 株式会社  
代表取締役社長 [Redacted]

[Redacted] 株式会社 [Redacted]

### ISO 4473 (1988)

Coniferous and broadleaved tree saw logs - Visible defects - Classification

針葉樹および広葉樹原木丸太—目視による欠点—分類

キーワード：針葉樹、広葉樹、丸太、欠点、分類

本ISO規格は、針葉樹及び広葉樹原木丸太の目視による欠点を分類したものである。欠点を「節」、「割れ」、「樹幹の形態的欠点」、「木材の構造的欠点」、「菌による欠点」、「損傷」の6つのグループに分け、さらにそれぞれのグループについて小グループ、種類ごとに分類されている。

### ISO 4474 (1989)

Coniferous and broadleaved tree saw logs - Visible defects - Terms and definitions

針葉樹および広葉樹丸太—目視による欠点—用語と定義

キーワード：針葉樹、広葉樹、丸太、欠点、用語、定義

本ISO規格は、針葉樹及び広葉樹原木丸太の目視による欠点について用語を定義したものである。ISO4473に従って、目視による欠点を「節」、「割れ」、「樹幹の形態的欠点」、「木材の構造的欠点」、「菌による欠点」、「損傷」の6つのグループに分類し、用語が定義されている。

### ISO 4475 (1989)

Coniferous and broadleaved tree saw logs - Visible defects - Measurement

針葉樹および広葉樹丸太—目視による欠点—測定

キーワード：針葉樹、広葉樹、丸太、欠点、測定方法

本ISO規格は、針葉樹及び広葉樹原木丸太の目視による欠点について測定方法を定義したものである。ISO4473に従って、目視による欠点を「節」、「割れ」、「樹幹の形態的欠点」、「木材の構造的欠点」、「菌による欠点」、「損傷」の6つのグループに分類し、測定方法が定義されている。

素材発送明細

116 年 3 月 18 日

納材先		殿 宛地		トラック No		
荷受人		殿 宛地		受領印		
樹種	品等	長さ	径	級	本数	材 積
杉	II	1.8	26			233
		1.9	40 44 46 50			2057
		2.0	40 44 46			1885
		1.7	50			908
II		2.4	40 42 44			1360
		2.6	44 46			969
		1.7	44 48			1145
		2.0	50			500
		2.4	50			700
		2.6	50			758
		3.0	52			811
II		2.4	52 56			1402
		2.7	44			622
		2.2	46			697
		2.8	40			608
						(26) 14635
出荷主	木材工業株式会社			計	26	14635





## 第三節 林産品

## ○素材の日本農林規格

〔昭和四十二年十二月八日号外  
農林省告示第千八百四十一号〕

〔この告示は、昭和四五年五月二三日法律第九二号（農林物資規格法の一部を改正する法律）附則二項により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項の規定により制定された日本農林規格とみなされる〕

農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）第八條第一項（現行＝農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項＝昭和四五年五月法律九二号により改正）の規定に基づき、素材の日本農林規格を次のように定める。

## 素材の日本農林規格

## (適用の範囲)

第一条 この規格は、次の各号に掲げるものを除き、建築その他一般の用に供される素材に適用する。

- 一 別に日本農林規格の定めがあるもの
- 二 銘木類
- 三 くす材

〔法規二七五六～六〇〕

四 腐れその他の欠点により利用できない部分がその材積の五〇パーセント以上を占めるもの

## (定義)

第二条 この規格において「銘木類」とは、次の各号の一に該当する素材をいう。

- 一 材質又は形状がきわめてまれであるもの
- 二 材質がきわめてすぐれているもの
- 三 鑑賞価値がきわめてすぐれているもの
- 四 前各号のものを採材できるもの

2 この規格において「くす材」とは、形状が不定な素材で利用価値がきわめて低いものをいう。

3 この規格において「材面」とは、丸太については縦線をもつて四分分した縦面、そま角については材の縦面をいう。

## (素材の材種の区分)

第三条 素材の材種は、丸太については径により、そま角については幅により、次のように区分する。

- 一 小（一四センチメートル未満のもの）
- 二 中（一四センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの）
- 三 大（三〇センチメートル以上のもの）

## (素材の寸法の区分)

第四条 素材の寸法は、樹皮を除いた部分について、丸太については径及び長さにより、そま角については厚さ、幅及び長さにより区分する。

(丸太の径)

第五条 丸太の径は、最小径とする。ただし、最小径が一四センチメートル以上の丸太で最小径に直角な径と最小径との差が六センチメートル(最小径が四〇センチメートル以上の丸太にあつては、八センチメートル)以上あるものの径は、その差六センチメートルごとに最小径に二センチメートルを加えたものとする。

(そま角の厚さ及び幅)

第六条 そま角の厚さは、最小横断面の辺の欠を補つた方形の短辺とし、そま角の幅は、その方形の長辺とする。

(素材の長さ)

第七条 素材の長さは、両木口を結ぶ最短直線とする。ただし、当該最短直線の一部がしろう端部(短径三センチメートル未満の部分をいう。)又はときん若しくは目度あなの部分に係るときは、その係る部分を除く。

(素材の単位寸法)

第八条 丸太の径又はそま角の厚さ及び幅の単位寸法は、小の素材については一センチメートル、その他の素材については二センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。

2 丸太又はそま角の長さの単位寸法は、二〇センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、一・九メートル以上二・〇メートル未満、二・一メートル以上二・二メートル未満、二・七メートル以上二・八メートル未満、三・三メートル以上三・四メートル未満、三・六五メートル以上、三・八メー

トル未満及び四・三メートル以上四・四メートル未満の長さについては、この限りでない。

3 前項のただし書の場合には一・九メートルをこえ二・〇メートルに満たない端数、二・一メートルをこえ、二・二メートルに満たない端数、二・七メートルをこえ二・八メートルに満たない端数、三・三メートルをこえ三・四メートルに満たない端数、三・六五メートルをこえ、三・八メートルに満たない端数及び四・三メートルをこえ四・四メートルに満たない端数は、それぞれ切り捨てる。

(素材の数量の単位)

第九条 素材の数量は、本を単位とする。

(素材の材積計算の方法及びその単位)

第十条 素材の材積は、次の算式によつて計算する。

一 丸太

イ 長さが六メートル未満のもの

$$D^2 \times L \times \frac{1}{10,000}$$

D は、丸太の径のセンチメートル単位による数値

L は、丸太の長さのメートル単位による数値

ロ 長さが六メートル以上のもの

$$\left( D + \frac{L-4}{2} \right)^2 \times L \times \frac{1}{10,000}$$

D 及び L は、イの算式の場合に同じ。

L は、長さのメートル単位による数値で一に満たない端数



を切り捨てたもの

二 そま角

$$T \times W \times L \times \frac{1}{10,000}$$

Tは、そま角の厚さのセンチメートル単位による数値

Wは、そま角の幅のセンチメートル単位による数値

Lは、そま角の長さのメートル単位による数値

- 2 素材の材積は、立方メートルを単位とし、その数値に小数第三位に満たない端数があるときは、小数第四位を四捨五入する。ただし、その数値が小数第三位に満たないものがあるときは、小数第五位を四捨五入する。

- 3 空洞（空洞に準ずる腐れを含む。以下この条において同じ。）の体積は、素材の材積から控除する。ただし、空洞の径の、丸太にあつてはその存する木口の径、そま角にあつてはその厚さに対する割合が二〇パーセントに満たないもの及び小の素材の空洞については、この限りでない。

- 4 空洞の径は、空洞の平均径（最大径とこれに直角な径との平均をいう。以下同じ。）とする。この場合において、その空洞が根張りの部分に係るものであるときは、その係る部分は除いたものとして平均径を測定する。

- 5 丸太についての木口の径は、末口についてはその丸太の径とし、元口についてはその元口（根張りの部分がある丸太にあつては、その部分を除く。以下この項について同じ。）の最小径とする。ただし、最小径に直角な径と最小径との差が六センチメートル

- 6 空洞の体積は、次の算式によつて測定する。

- 一 空洞が素材の一端のみにあるとき

$$d^2 \times \frac{L}{2} \times \frac{1}{10,000}$$

dは、第四項の規定による空洞の径のセンチメートル単位による数値で二に満たない端数を切り捨てたもの  
Lは、素材の長さのメートル単位による数値

- 二 空洞が素材の両端にあるとき

$$d^2 \times L \times \frac{1}{10,000}$$

dは、素材の両端における第四項の規定による空洞の径の平均のセンチメートル単位による数値で二に満たない端数を切り捨てたもの  
Lは、前号の算式の場合に同じ。

（そま角の丸身制限）

- 第十一条 そま角であつて、最小横断面における辺の欠を補つた方形の四辺の合計に対する辺の欠の合計の割合が八〇パーセント以上のものは、丸太とみなす。

（針葉樹の素材の規格）

- 第十二条 針葉樹から採材した素材の規格は、次のとおりとする。

一 小の素材（径が八センチメートル未満の丸太及び幅が八センチメートル未満のそま角を除く。）

欠点事項	等級	等級
	一	二
曲り	二五パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの

その他の欠点 頭落でないもの  
上記の限度をこえて存するもの

二 中の素材（樹令が一五〇年以上のひのきから採材したものを除く。）

欠点事項	等級	等級	等級
節（長径が一センチメートル未満のものを除く。）	一	二	三
曲り	次の各号のいずれかに該当するもの 1 三以上の材面にないもの 2 隣接二材面に存し、長径が五センチメートル以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 二材面に存するもの 2 三以上の材面に存し、長径が一〇センチメートル以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
木口割れ又は引き抜け	一〇パーセント以下のもの ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径（そま角にあつては、その厚さ）の三分の一以下のものに限る。	三〇パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
目まわり（その存する木口の中心から材縁までの一〇分の九より外側にあるものを除く。）	一〇パーセント以下のもの	三〇パーセント以下のもの ただし、かさなつて存する目まわりは、そのかさなつた部分がその存する木口の中心をとる直線をもつて二等分した一面のみに存するものに限る。	上記の限度をこえて存するもの

〔法規二七五六〜六〇〕

腐れ(えぞまつ、とどまつ及びさわらの樹心部のみに存する腐れて各端に於いて二〇パーセント以下のもものを除く)、虫食いは空胴	材面	ないもの	二以下の材面に存し軽微なもの	上記の限度をこえて存するもの
	木口	ないもの	三〇パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
へび下り		節のない材面に於いて五パーセント以下のもの	節のない材面に於いて一五パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
その他の欠点		軽微なもの	顕著でないもの	上記の限度をこえて存するもの

三 大の素材(樹令が一五〇年以上のひのきから採材した中の素材を含む。)

欠点事項	等級			
節(長径が一センチメートル未満のものを除く。)	一 等	二 等	三 等	四 等
	三以上の材面にないもの	隣接二材面(ひばにあつては、二材面)に存するもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 二材面又は三材面(ひばにあつては、三材面)に存するもの 2 四材面に存し、長径が一五センチメートル(ひのきの中の素材にあつては、一〇センチメートル)以下のもの 3 四材面に存し、二材面又は三材面に於いて長径が一〇センチメートル(ひのきの中の素材)	上記の限度をこえて存するもの

その他の欠点	へび下り		腐れ(えぞまつ、とどまつ及びさわらの樹心部のみに存する腐れで各端にセント以下二〇パーセント以下のものを除く。)、虫食いは空胴	目まわり(その存する木の中心から材縁までの九分より外側に除く。)	木口割れ又は引き抜け	曲り
	木口	材面				
きわめて軽微なもの	節のない材面になく他の材面において五パーセント以下のもの	ないもの	ないもの	一〇パーセント以下のもの	一〇パーセント以下のものは、ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径(そま角にあつては、厚さ)の三分の一以下のものに限る。	数が一個で、五パーセント(ひのきの中の素材にあつては、一〇パーセント)以下のもの
軽微なもの	節のない材面になく他の材面において一五パーセント以下のもの	三〇パーセント以下のもの	一材面に存し、軽微なもの	二〇パーセント以下のもの	二〇パーセント以下のものは、ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径(そま角にあつては、厚さ)の三分の一以下のものに限る。	数が一個で、一〇パーセント(ひのきの中の素材にあつては、二〇パーセント)以下のもの
顕著でないもの	三〇パーセント以下のもの	五〇パーセント以下のもの	軽微なもの	三〇パーセント以下のもの。ただし、かさなつて存する目まわりは、そのかさなつた部分がその存する木口の中心をとおり直線をもつて二分の一以下のみに存するものに限る。	四〇パーセント以下のもの	二〇パーセント(ひのきの中の素材にあつては、三〇パーセント)以下のもの
上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの

【法規二七五六〜六〇】

(注)

- (1) 曲り、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の欠点が二種類以下であつて、その欠点の程度がいずれも最小限度に近いものは、一等に相当するものを除き、一階級上げる。
- (2) 欠点が四種類以上あり、それらの欠点のうち、その程度が最大限度に近いものが四種類以上あるものは、四等に相当す

るものを除き、一階級下げる。

(広葉樹素材の規格)

第十三条 広葉樹から採材した素材(径が二四センチメートル未満の丸太及び幅が二四センチメートル未満のそま角を除く。)の規格は、次のとおりとする。

〔法規二七五六〜六〇〕

欠点事項	等級
節(長径が一センチメートル未満のもの)を除き、材面におけるかけ、きず及びあなで素材の利用上影響を及ぼすものを含む。	<p>一等</p> <p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 四材面にないもの</p> <p>2 生き節のみが一材面に存し、その数が素材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき一個以下のもの</p>
	<p>二等</p> <p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 一材面に存するもの</p> <p>2 隣接二材面に存し、長径が一五センチメートル以下のもの</p> <p>3 生き節のみが隣接二材面に存し、その数が素材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき二個以下のもの</p>
	<p>三等</p> <p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 隣接二材面に存するもの</p> <p>2 二材面に存し、長径が一五センチメートル以下のもの</p> <p>3 三材面に存し、長径が一〇センチメートル以下のもの</p>
	<p>四等</p> <p>上記の限度をこえて存するもの</p>
曲り	<p>数が一個で一〇パーセント以下のもの</p>
木口割れ又は引き抜け	<p>一〇パーセント以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木の径(そま角にあつては、厚さ)の三分の一以下のものに限る。</p>
	<p>二〇パーセント以下のもの</p>
	<p>四〇パーセント以下のもの</p>
	<p>上記の限度をこえて存するもの</p>

目まわり（その存する木口を中心から材縁までの一〇分の九より外側にあるものを除く。）

その他の欠点	腐れ（樹心部のみに存する腐れで各端において二〇パーセント以下のものを除く）、虫食い又は空洞	
	材面	木口
きわめて軽微なもの	ないもの	ないもの
	一材面に存し、軽微なもの	四〇パーセント以下のもの
軽微なもの	四〇パーセント以下のもの	五〇パーセント以下のもの
	軽微なもの	顕著でないもの
上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの
	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの

(注)

- (1) 生き節、死に節又は腐れ節の長径の限度は、径が五〇センチメートル以上の丸太および幅が五〇センチメートル以上のそま角については、それぞれの限度に五センチメートルを加えたものとする。
- (2) 曲り、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の欠点が二種類以下であつてその欠点の程度がいずれも最小限度に近いものは、一等に相当するものを除き、一階級上げる。
- (3) 欠点が四種類以上あり、それらの欠点のうち、その程度が

最大限度に近いものが四種類以上あるものは、四等に相当するものを除き、一階級下げる。

(素材の欠点の測定方法)

第十四条 前二条の規格における欠点は、次の表の上欄に掲げる欠点事項につきそれぞれ同表の下欄に掲げる方法によつて測定する。この場合において、欠点が延び又は根張りの部分に係るものであるときは、当該延び又は根張りの部分を除いたものとして、その欠点を測定する。

節	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死に節又は腐れ節（長径が一センチメートル未満の死に節又は腐れ節を除く。）の長径は、その実測の長径の二倍とみなす。</li> <li>2 かくれ節の長径は、その素材に存する最大の節（長径が一センチメートル未満の節を除く。）の実測の長径の一・五倍とみなす。</li> <li>3 その丸太にかくれ節及び長径が一センチメートル未満の節以外の節がない場合は、そのかくれ節の長径は、一〇センチメートルとみなす。ただし、そのかくれ節に係る隆起の長径が一〇センチメートルをこえる場合は、そのかくれ節の長径は、その隆起の長径と同一とみなす。</li> </ol>
曲り	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 百分率は、丸太の径又はそま角の厚さに対する内曲面の最大矢高の割合による。</li> <li>2 二個以上ある場合の百分率は、それぞれの曲りについての1の割合の合計を一・五倍した割合による。</li> </ol>
木口割れ又は引き抜け	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 百分率は、木口割れ又は引き抜けの長さの素材の長さに対する割合による。</li> <li>2 木口割れが同一端に二個以上あるときは、最長のものの長さを、両端にあるときは、各端における最長のものの長さの合計を、それぞれの長さとする。引き抜けの長さについても、同様とする。</li> <li>3 木口割れの深さが、その存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の二分の一をこえるときは、その木口割れの長さは、その実測の一・五倍の長さとしてみなす。</li> <li>4 木口割れの深さは、その存する木口において割れ目とその中心に向うものにあつては、その割れ目の長さとし、その他のものにあつては、その存する木口におけるその割れ目の最深部（木口を中心とその割れ目の終点とを結ぶ直線とその割れ目との交角が九〇度以上である場合には、その割れ目の終点をいい、その交角が九〇度未満である場合には、木口を中心からその割れ目に対する垂線とその割れ目との交点をいう。）からその木口の中心と反対方向に材縁に至る距離とする。</li> </ol>
目まわり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 百分率は、その弧の長さのその存する木口の周囲の長さ（そま角にあつては、その存する木口の四辺の欠を補つた方形の四辺の合計）に対する割合による。</li> <li>2 目まわりが同一端に二個以上ある場合の百分率は、それらの弧の長さ（外側の目まわりの両端と</li> </ol>

腐れ、虫食い又は空胴	材面	<p>3 両端にある場合は、各端における1又は2の割合を合計した割合による。</p> <p>樹心とを結ぶ直線で区切られた部分に係る他の目まわりの弧の長さのうち、当該部分に含まれる長さを除く。の合計のその存する木口の周囲の長さに対する割合による。</p> <p>程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。</p>
	木口	
へび下り		<p>1 百分率は、その長さ（二個以上あるときは、それらの長さの合計）に対する素材の長さの割合による。</p> <p>2 一材面に平行かつ接近して二個以上あるときは、それらのへび下りは一個とみなしてその長さを測定する。</p>
その他の欠点		<p>程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。</p>

附 則

- 1 この告示は、昭和四十三年一月十日から施行する。
- 2 次に掲げる告示の一部を次のように改正する。  
〔次のよう略〕



# ○押角の日本農林規格

〔昭和三十五年十二月一日〕  
農林省告示第千二百四号

〔この告示は、昭和四五年五月二三日法律第九二号（農林物資規格法の一部を改正する法律）附則二項により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項の規定により制定された日本農林規格とみなされる。〕

沿革 昭和三十六年 六月一五日号外 農林省告示第六二二号（第一次改正）

昭和四〇年 三月二六日 農林省告示第四〇七号（第二次改正）

昭和四二年一二月 八日号外 農林省告示第一八四二号  
〔製材の日本農林規格附則二項による改正〕

昭和四七年一〇月一四日号外 農林省告示第一八九二号  
〔製材の日本農林規格附則五項による改正〕

平成 八年 七月一一日号外 農林水産省告示第一〇八六号  
〔広葉樹製材の日本農林規格附則六項による改正〕

## 農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）第八条第一項

〔現行〓農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項〓昭和四五年五月法律九二号により改正〕の規定に基づき、押角の日本農林規格を次のように定め、昭和三十六年一月一日から施行する。

### 押角の日本農林規格

#### （定義）

第一条 この規格において「押角」とは、次の各号の一に該当する

第十六編 農林 第九章 農林物資規格 押角の日本農林規格

針葉樹の製材をいう。

一 丸身が六〇パーセントをこえるか、又は一角における丸身が四〇パーセントをこえる正割り又は正角

二 各材面において材の長さ五〇パーセント以上の部分にわたつてひき面があるひき割り類又はひき角類で、四材面にひき面がある部分における横断面の辺の欠を補つた形が正方形のもの

2 この規格において「ひき割り類」とは、厚さが七・五センチメートル未満で幅が厚さの四倍未満のものをいい、「正割り」とは、ひき割り類のうち横断面が正方形のものをいう。

3 この規格において「ひき角類」とは、厚さ及び幅が七・五センチメートル以上のものをいい、「正角」とは、ひき角類のうち横断面が正方形のものをいう。

本条…一部改正〔昭和四〇年三月農林省四〇七号〕、二・三項…追加〔平成八年七月農水省一〇八六号〕

#### （規格）

第二条 押角の規格は、次のとおりとする。

事項	等級	
	一 等	二 等
ひき面	ひき面が材の全長にわたつてある材面が一以上あるもの	制限しない

※〔法規六一二一〕

丸身	最小横断面の面積と呼称横断面積との比		その他の欠点
	正割り又は正角	その他のもの	
材の長さの中央において四〇パーセント以下のもの	材の長さの中央において六〇パーセント以下のもの	五〇パーセント以上のもの	顯著でないもの
材の長さの三〇パーセント以上の部分において四〇パーセント以下のもの	材の長さの三〇パーセント以上の部分において六〇パーセント以下のもの	制限しない。	上記の限度をこえて存するもの

(注)

(1) 丸身の百分率は、その存する部分の最小横断面における辺の欠を補った方形の四辺の合計に対する辺の欠の合計の割合による。ただし、一角における百分率は、その方形の辺の合計に対する一角における辺の欠の合計の最大のもの割合による。

(2) 呼称横断面積は、四材面にひき面がある部分における横

断面の辺の欠を補った正方形の面積とする。

本条：一部改正〔平成八年七月農水省一〇八六号〕

(標準寸法)

第三条 押角の標準寸法は、別表のとおりとする。

(広葉樹製材の日本農林規格の準用)

第四条 押角については、前三条に規定するもののほか、広葉樹製材の日本農林規格（平成八年七月十一日農林水産省告示第千八百六号）の規定を準用する。

見出・本条：一部改正〔昭和四二年二月農林省一八四二号〕、本条：一部改正

〔昭和四七年一〇月農林省一八九二号〕、見出・本条：一部改正〔平成八年七月農

水省一〇八六号〕

別表〔第3条〕

一辺の長さ (cm)	材 の 長 さ (m)								
	6.0	(1.8)	2.0	(2.7)	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)
(7.5)	(1.8)	(2.0)	(2.7)	(3.0)	(3.3)	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
8.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
9.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
10.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
(10.5)	(1.8)	(2.0)	(2.7)	(3.0)	(3.3)	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
11.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
12.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3

- (注) 1 一辺の長さは材、四材面にひき面がある部分における辺の欠を補った正方形による。  
 2 ( ) 内の長さは、昭和41年3月31日までの標準寸法とする。  
 3 寸法の許容限度は、次のとおりとする。

種 類	寸法の過不足	
	+	-
一 辺 の 長 さ(cm)	制限しない。	0.1未満
材 の 長 さ(cm)	制限しない。	0

本表…全部改正〔昭和36年6月農林省621号〕

前 文〔抄〕〔昭和三十六年六月二十五日農林省告示第六二二号〕

昭和三十六年七月十五日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和四〇年三月二十六日農林省告示第四〇七号〕

昭和四十年五月一日から施行する。

附 則〔昭和四二年二月八日農林省告示第一八四二号抄〕

1 この告示は、昭和四十三年一月十日から施行する。

附 則〔昭和四七年一〇月一四日農林省告示第一八九二号抄〕

1 この告示は、昭和四十七年十一月十四日から施行する。

12 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に

より格付けを行なう製材の格付けについては、昭和四十八年三月

三十一日までは、なお従前の例によることができる。

# ○耳付き材の日本農林規格

〔昭和三十五年十二月一日  
農林省告示第千二百五号〕

〔この告示は、昭和四五年五月二三日法律第九二号（農林物資規格法の一部を改正する法律）附則二項により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項の規定により制定された日本農林規格とみなされる。〕

沿革 昭和四二年一月二日 八日号外 農林省告示第一八四二号

〔製材の日本農林規格附則二項による改正〕

昭和四二年一月二日 八日号外 農林省告示第一八四三号

〔第一次改正〕

昭和四七年一月一四日号外 農林省告示第一八九二号

〔製材の日本農林規格附則六項による改正〕

平成 八年 七月一日号外 農林水産省告示第一〇八六号

〔広葉樹製材の日本農林規格附則七項による改正〕

農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）第八條第一項  
〔現行〕農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条  
一項（昭和四五年五月法律九二号により改正）の規定に基づき、耳  
付き材の日本農林規格を次のように定め、昭和三十六年一月一日か  
ら施行する。

## 耳付き材の日本農林規格

### 第十六編 農林 第九章 農林物資規格 耳付き材の日本農林規格

#### （適用の範囲）

第一条 この規格は、耳すりをしない製材（以下「耳付き材」とい  
う。）に適用する。

#### （耳付き材の厚さ及び幅）

第二条 耳付き材の厚さは、材の最小横断面の平行な二直線間の距  
離とする。

2 耳付き材の幅は、針葉樹の厚さ六センチメートル未満のものに  
あつては長さの中央における横断面の上辺（平行な二直線の短い  
方をいう。以下同じ）、針葉樹の厚さ六センチメートル以上のも  
のにあつては長さの中央における横断面の平均辺（平行な二直線  
の平均をいう。以下同じ）、広葉樹の厚さ六センチメートル未満  
のものにあつては最小横断面における上辺と最大横断面における  
上辺との平均、広葉樹の厚さ六センチメートル以上のものにあつ  
ては最小横断面の平均辺と最大横断面の平均辺との平均とする。

二項…一部改正（昭和四二年一月二日農林省第一八四三号）

#### （針葉樹の耳付き材の標準寸法）

第三条 針葉樹の耳付き材の標準寸法は、別表のとおりとする。

本条…追加（平成八年七月農水省一〇八六号）

#### （針葉樹の耳付き材の規格）

第四条 針葉樹の耳付き材の規格は、次のとおりとする。

一 まさ目材以外のもの

等級	欠点事項	
	最小ひき面幅と最大ひき面幅との比	節(材面におけるかけ、きず及びあなを含む。)
一 等	六〇パーセント以上のもの	長径が三センチメートル以下で、材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき三個以下のもの
二 等	四〇パーセント以上のもの	長径が五センチメートル以下で、材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき五個以下のもの
三 等	制限しない	上記の限度をこえて存するもの
あて	五パーセント以下のもの。ただしひびにあつては一〇パーセント以下のもの	木口割れ(材面における割れを含む。)又は目まわり

根もく	腐れ又は虫食	その他の欠点	測定した寸法と表示された寸法との差
一五パーセント以下のもの	きわめて軽微なもの	軽微なもの	1 厚さの差 (1) 材の厚さが一・五センチメートル未満のもの マイナス〇・五ミリメートル未満
三〇パーセント以下のもの	軽微なもの	顕著でないもの	(2) 材の厚さが一・五センチメートル以上のもの マイナス一・〇ミリメートル未満
上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	2 幅の差 マイナス一・〇ミリメートル未満 3 長さの差 マイナス〇

(注) (1) 最小ひき面幅と最大ひき面幅との比は、最小ひき面幅のそ

※〔法規六一二二〕⊗Ⓔ

の存する材面における最大ひき面幅に対する割合による。

(2) あて又は根もくの百分率は、あて又は根もくの部分の面積の材面の面積に対する割合による。

(3) 等級の判定は、厚さが六センチメートル未満のものにあつては、良面（欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ）、厚さが六センチメートル以上のものにあつては不良面（欠点の程度の大きい材面をいう。以下同じ）について行なう。ただし、最小ひき面幅と最大ひき面幅との比及びその他の欠点については、この限りでない。

(4) 著しいひきむらがあるため利用上支障があるものは、三等に相当するものを除き、一階級下げる。

二 まさ目材

欠点事項	等級	最小ひき面幅と最大ひき面幅との比	節（材面におけるかけ、きず及びあなを含む。）
	一 等	七〇パーセント以上のもの	次の各号のいづれかに該当するもの
	二 等	五〇パーセント以上のもの	次の各号のいづれかに該当するもの
	三 等	制限しない	上記の限度をこえて存するもの

第十六編 農林 第九章 農林物資規格 耳付き材の日本農林規格

<p>ンチメートル以下で、材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき二個以下のもの</p> <p>2 長さが三・八メートル以上の材であつて、節のない部分の長さが三・六メートル以上のもの又は節のない部分が二箇所、それぞりの長さが二・七メートル以上及び〇・九メートル以上であるもの</p>	<p>ンチメートル以下で、材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき二個以下のもの</p> <p>2 長さが三・八メートル以上の材であつて、節のない部分の長さが二・七メートル以上のもの又は節のない部分が二箇所、それぞりの長さが一・八メートル以上及び〇・九メートル以上であるもの</p>
---	---

※〔法規六一二二〕

木口割れ（材面における割れを含む）又は目まわり	一〇パーセント以下のも	二〇パーセント以下のも	上記の限度をこえて存するもの
あて	五パーセント以下のも	一〇パーセント以下のも	上記の限度をこえて存するもの
腐れ又は虫食	軽微なもの。ただし、節のない部分の長さ又は幅の算定に係る部分にないもの	顕著でないもの。ただし節のない部分の長さ又は幅の算定に係る部分にないもの	上記の限度をこえて存するもの
その他の欠点	軽微なもの	顕著でないもの	上記の限度をこえて存するもの

測定した寸法と表示された寸法との差	<p>1 厚さの差</p> <p>(1) 材の厚さが一・五センチメートル未満のもの</p> <p>マイナス〇・五ミリメートル未満</p> <p>(2) 材の厚さが一・五センチメートル以上のもの</p> <p>マイナス一・〇ミリメートル未満</p> <p>2 幅の差</p> <p>マイナス一・〇ミリメートル未満</p> <p>3 長さの差</p> <p>マイナス〇</p>
-------------------	--

(注)

- (1) 最小ひき面幅と最大ひき面幅との比は、最小ひき面幅のその存する材面における最大ひき面幅に対する割合による。
- (2) 節の径は、その存する材面における幅の方向のりよう線に平行なその節の二切線間の距離とする。ただし、抜け節、腐れ節又は抜けやすい節で他材面に貫通したものの径は、その実測した径の二倍とみなす。
- (3) あての百分率は、あての部分の面積の材面の面積に対する割合による。
- (4) 等級の判定は、不良面について行なう。ただし、最小ひき面幅と最大ひき面幅との比及びその他の欠点については、こ



の限りでない。

(5) 著しいひきむらがあるため利用上支障があるものは、三等に相当するものを除き、一階級下げる。

本条…全部改正〔昭和四二年二月農林省一八四三号〕、旧三条…継下〔平成八年七月農水省一〇八六号〕

(広葉樹の耳付き材の規格)

第五条 広葉樹の耳付き材の規格は、次のとおりとする。

一 まさ目材以外のもの

等級	欠点事項	等級
一 等	長径が五センチメートル以下で材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき二個以下のもの	長径が八センチメートル以下で材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき四個以下のもの
二 等	長径が八センチメートル以下で材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき四個以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
三 等	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの

辺材(なら、たぶ、まかば及びかつらに限る。)	一材面において二〇パーセント以下、これに相對する材面において四〇パーセント以下のもの	両材面において五〇パーセント以下のもの又は一材面にないもの	上記の限度をこえて存するもの
腐れ又は虫食	きわめて軽微なもの	軽微なもの	上記の限度をこえて存するもの
その他の欠点	軽微なもの	顯著でないもの	上記の限度をこえて存するもの
測定した寸法と表示された寸法との差	1 厚さの差 (1) 材の厚さが一・五センチメートル未満のもの マイナス〇・五ミリメートル未満 (2) 材の厚さが一・五センチメートル以上のもの マイナス一・〇ミリメートル未満		

※〔法規六一二二〕

2 幅の差 マイナス〇・〇ミリメートル未満
3 長さの差 マイナス〇

(注)

(1) 等級の判定は、厚さが六センチメートル未満のものにあつては良面、厚さが六センチメートル以上のものにあつては不良面について行なう。ただし、目まわり、辺材、及びその他の欠点についてはこの限りでない。

(2) 著しいひきむらがあるため利用上支障があるものは三等に相当するものを除き、一階級下げる。

二 まさ目材

欠点事項	等級
最小ひき面幅と最大ひき面幅との比	七〇パーセント以上のもの
節(材面におけるかけ、きず、あな、かなすじ及び入	次の各号のいずれかに該当するもの
	次の各号のいずれかに該当するもの
	上記の限度をこえて存するもの
	制限しない
	一等
	二等
	三等

り皮を含む。

1 径が三センチメートル以下で、材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき二個以下のもの	2 長さが三・八メートル以上の材にあつて、節のない部分の長さが三・六メートル以上のもの又は節のない部分の長さが二・七メートル以上及び〇・
1 径が六センチメートル以下で、材の長さ二メートル又は二メートル未満の端数につき二個以下のもの	2 長さが三・八メートル以上の材にあつて、節のない部分の長さが二・七メートル以上のもの又は節のない部分の長さが一・八メートル以上及び〇・

※〔法規六一二二〕〇〇

測定した寸法						
	木口割れ又は目まわり	干割れ	腐れ又は虫食	その他の欠点		
	一〇パーセント以下のもの	軽微なもの	ないもの	軽微なもの	1 厚さの差	
二〇パーセント以下のもの	顕著でないもの	軽微なもの	顕著でないもの			
上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの	上記の限度をこえて存するもの			

と表示された寸法との差

- (1) 材の厚さが一・五センチメートル未満のもの
- (2) 材の厚さが一・五センチメートル以上のもの
  - マイナスイ・〇ミリメートル未満
  - 幅の差
  - マイナスイ・〇ミリメートル未満
  - 長さの差
  - マイナスイ

(注)

- (1) 最小ひき面幅と最大ひき面幅との比は、最小ひき面幅のその存する材面における最大ひき面幅に対する割合による。
- (2) 節の径は、その存する材面における幅の方向のりよう線に平行なその節の二切線間の距離とする。ただし、抜け節、腐れ節又は抜けやすい節で他材面に貫通したものの径は、その実測した径の二倍とみなす。
- (3) 等級の判定は、厚さが六センチメートル未満のものにあつては良面、厚さが六センチメートル以上のものにあつては不良面について行なう。ただし、最小ひき面幅と最大ひき面幅との比は、目まわり及びその他の欠点については、この限りではない。

第十六編 農林 第九章 農林物資規格 耳付き材の日本農林規格

八八四五ノ二

本条…全部改正〔昭和四三年二月農林省一八四三号〕、旧四条…繰下〔平成八年七月農水省一〇八六号〕

(広葉樹製材の日本農林規格の準用)

第六条 耳付き材については、前各条に規定するもののほか、広葉樹製材の日本農林規格（平成八年七月十一日農林水産省告示第千八十六号）の規定を準用する。

見出・本条…一部改正〔昭和四三年二月農林省一八四三号〕、本条…一部改正〔昭和四七年一〇月農林省一八九二号〕、見出・本条…一部改正・旧五条…繰下〔平成八年七月農水省一〇八六号〕



附 則〔昭和四二年二月八日農林省告示第一八四二号抄〕

1 この告示は、昭和四十三年一月十日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和四二年二月八日農林省告示第一八四三号〕

昭和四十三年一月十日から施行する。

附 則〔昭和四七年一〇月一四日農林省告示第一八九二号抄〕

1 この告示は、昭和四十七年十一月十四日から施行する。

12 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定により格付けを行なう製材の格付けについては、昭和四十八年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

# ○電柱用素材の日本農林規格

[昭和二十六年五月二十八日  
農林省告示第九十一号]

〔この告示は、昭和四五年五月三日法律第九二号(農林物資規格法の一部を改正する法律)附則二項により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項の規定により制定された日本農林規格とみなされる。〕

沿革

昭和二十八年一月一日 農林省告示第七六九号(用材の日  
本農林規格附則六項による改正)

昭和三五年 七月三〇日 農林省告示第六九四号(用材  
の日本農林規格附則三項による改正)

昭和四二年一月二日 農林省告示第一八四一号(素  
材の日本農林規格附則二項による改正)

農林物資規格法(昭和二十五年法律第七十五号)第十三条〔現  
行〕農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律一〇条〔  
昭和二六年六月法律二二三号・四五年五月九二号により改正〕の規  
定に基づき、電柱用素材の日本農林規格を次のように定め、昭和二十  
六年七月一日から施行する。

## 電柱用素材の日本農林規格

(適用の範囲)

第一条 この規格は、電柱の用に供される素材に適用する。

第十六編 農林 第九章 農林物資規格 電柱用素材の日本農林規格

(定義)

第二条 この規格において「地際」とは、材長一〇メートル未満の  
ものにあつては元口から一・五メートル、材長一〇メートル以上  
のものにあつては元口から二メートルの部分をいう。

(加工区分)

第三条 電柱用素材は、加工される種類によつて次のように区分す  
る。

一 第一種材(伐倒直後の剥皮しない材で、注入槽による落差式  
注入法を施して使用されるもの)

二 第二種材(剥皮した材で、注薬缶による加圧式注入法若しく  
は簡易な加工を施して使用され、又は無加工のまま使用される  
もの)

(数量の単位)

第四条 数量は、本を単位とする。

(形量の区分)

第五条 形量は、末口径、地際径及び長により区分する。

2 末口径、地際径及び長の寸法は、別表第一に示される寸法によ  
るものとし、その寸法に適合しないものは第七条及び第八条の規  
定に基づいてその寸法のいずれかに適合させるものとする。但し、  
第一種材にあつては長において一五センチメートル以上の過積を  
附さなければならない。

3 前項の規定に基いて適合させた寸法をこえる端数は、切り捨て  
る。

(径の実測方法)

第六条 径の実測方法は、実測部分の最小径とこれに直角な径との  
平均を五ミリメートルに括約(二捨三入)する。但し、第一種材  
にあつては径二〇センチメートル未満のものは一・五センチメー  
トル、径二〇センチメートル以上のものは二センチメートルを、  
その実測径から控除したものをその径とする。

(末口径の許容範囲)

第七条 実測の地際径が別表第一の地際径をこえるものにあつて  
は、実測の末口径は別表第一の末口径より左の範囲までさがつて  
もさしつかえない。

一 末口径一六センチメートル以下のものにあつては一センチ  
メートル

二 末口径一七センチメートル以上二〇センチメートル以下のも  
のにあつては一・五センチメートル

三 末口径二一センチメートル以上のものにあつては二センチ  
メートル

2 実測の地際径が別表第一の地際径に満たないものにあつては、  
その実測の地際径に相当する別表第一の末口径をその末口径とし  
なければならぬ。

(地際径の許容範囲)

第八条 前条第二項に該当する電柱用素材で、末口断面の辺材部に  
おける年輪の数が径三センチメートルについて一〇をこえ、且  
つ、次条の規定に基く別表第二又は第三の欠点の限度が各事項ご  
とに二分の一以下のものにあつては、実測の地際径は別表第一の  
地際径より左の範囲までさがつてもさしつかえない。

一 末口径一六センチメートル以下のものにあつては一センチ  
メートル

二 末口径一七センチメートル以上二〇センチメートル以下のも  
のにあつては一・五センチメートル

三 末口径二一センチメートル以上のものにあつては二センチ  
メートル

(品質)

第九条 品質は、左の材部区分ごとに、第一種材にあつては別表第  
二、第二種材にあつては別表第三の欠点の限度をこえるものであ  
つてはならない。

一 末口の材部(末口から一メートルまでの部分)

二 地際の材部(地際上下各五〇センチメートルまでの部分)

三 元口の材部(元口から地際の材部までの部分)

四 その他の材部(末口の材部から地際の材部まで長一メートル  
ごと又はその端数に区切つた部分)



(素材の日本農林規格の準用)

第十条 電柱用素材については、前九条に規定するものの外、素材の日本農林規格(昭和四十二年十二月八日農林省告示第千八百四十一号)を準用する。

本条：一部改正(昭和二八年一月農林省七六九号・三五年七月六九四号)、見出・本条：一部改正(昭和四二年二月農林省一八四一号)

附 則 (昭和二八年一月二〇日農林省告示第七六九号抄)

1 この告示は、昭和二十八年十二月十日から施行する。

附 則 (昭和三五年七月三〇日農林省告示第六九四号抄)

1 この告示は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年二月八日農林省告示第一八四一号抄)

1 この告示は、昭和四十三年一月十日から施行する。

別表第一 (第5条)

電柱用素材の形量表

長 末口径	電柱用素材の形量表																										
	3	3.5	4	4.5	5	5.5	6	6.5	7	7.5	8	8.5	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	13	14	15	16	17	18	19	20
7	7	7.5	8	8.5	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20
8	8	8.5	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21
9	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22
10	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23
11	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24
12	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25
13	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26
14	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27
15	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28
16	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29
17	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30
18	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31
19	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32
20	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33
21	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34
22	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35
23	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36
24	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37
25	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38
26	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39
27	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40
28	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40	40.5	41
29	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40	40.5	41	41.5	42
30	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40	40.5	41	41.5	42	42.5	43
31	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40	40.5	41	41.5	42	42.5	43	43.5	44
32	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40	40.5	41	41.5	42	42.5	43	43.5	44	44.5	45
33	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40	40.5	41	41.5	42	42.5	43	43.5	44	44.5	45	45.5	46

(注) 本表は末口径及び長に対する地際径を示す。単位の長はメートル、末口径及び地際径はセンチメートルとする。

〔注釈1〕ヤマト〜K〇〕

別表第二 〔第八条・第九条〕  
第一種材の欠点限度表

曲	入		節						欠点の種類	材部区分				
	皮		虫食を伴う節	拔節、抜け易い節又は腐れを伴う節	死節		生節			節の欠点とみなされるものの総数	部	末口及び地際の材	元口の材部	その他の材部
	くほみの深	くほみの長(2個以上あるときはその和)			くほみの幅(2個以上あるときはその和)	短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{2}$ をこえるもの	短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{4}$ をこえるもの	短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{2}$ をこえるもの						
地上曲り	くほみの深	くほみの長(2個以上あるときはその和)	くほみの幅(2個以上あるときはその和)	腐れ又は虫食を伴うもの	虫食を伴う節	拔節、抜け易い節又は腐れを伴う節	死節 短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{2}$ をこえるもの	生節 短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{4}$ をこえるもの	節の欠点とみなされるものの総数	部	末口及び地際の材	元口の材部	その他の材部	
元曲り	くほみの深	くほみの長(2個以上あるときはその和)	くほみの幅(2個以上あるときはその和)	腐れ又は虫食を伴うもの	虫食を伴う節	拔節、抜け易い節又は腐れを伴う節	死節 短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{2}$ をこえるもの	生節 短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{4}$ をこえるもの	節の欠点とみなされるものの総数	部	末口及び地際の材	元口の材部	その他の材部	
立体曲り	くほみの深	くほみの長(2個以上あるときはその和)	くほみの幅(2個以上あるときはその和)	腐れ又は虫食を伴うもの	虫食を伴う節	拔節、抜け易い節又は腐れを伴う節	死節 短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{2}$ をこえるもの	生節 短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{4}$ をこえるもの	節の欠点とみなされるものの総数	部	末口及び地際の材	元口の材部	その他の材部	



空胴(心腐れを含む)	くほみの長(2個以上あるときはその和)	制限しない	材長の $\frac{1}{2}$ 以下のもの	制限しない
	くほみの深	1.5センチ以下のもの	制限しない	制限しない
欠け又はきず	面積及び材の長に沿う深(2個以上あるときはその和)	ないもの	面積は元口断面の、深は材長のそれ、それ $\frac{1}{2}$ 以下のもの	ないもの
	長(2個以上あるときはその和)	50センチ以下のもの	材長の $\frac{1}{2}$ 以下のもの	材長の $\frac{1}{2}$ 以下のもの
木口割れ(引抜を含む)	幅(2個以上あるときはその和)	1.5センチ以下のもの		2センチ以下のもの
	元口残余面積(元口断面から欠け又はきずの面積を除いた面積)	その存する部分の材の径の $\frac{1}{2}$ 以下のもの	地際断面積の1.1倍以上のもの	その存する部分の材の径の $\frac{1}{2}$ 以下のもの
のこめ又はかまめ	末口又は元口断面における径の外側から $\frac{1}{2}$ 以内に	ないもの	その長が材長の $\frac{1}{2}$ 以下のもの	
	樹心に近いもの(2個以上あるときはその和)	ないもの	その長が材長の $\frac{1}{2}$ 以下のもの	
曲り	その深が5センチ以下のもの	その深が5センチ以下のもの	その深が1センチ以下のもの	その深が1.5センチ以下のもの
	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による		
その他の欠点	胴打又はもの	ないもの		
	あな、虫食、材面における腐れ、凍裂、枯材、目まわり、不完全な剝皮等	顯著でないもの		
よじれ(からまつに限る。)	第一種材の欠点限度表による			

(注) 1 ひのき、ひば又はからまつについては本表の欠点の限度の一・二五%まで許容する。但し、曲り及びよじれについては本表による。  
 2 実測の地際径が材長八メートル以下のもにあつては一センチメートル以上、材長八・五メートル以上のもにあつては一・五センチメートル以上、別表第一の地際径より大きいときは、本表の欠点の限度の一五〇%まで許容する。但し、曲りについては本表による。

# ○押角の日本農林規格

〔昭和三十五年十二月一日  
農林省告示第千二百四号〕

〔この告示は、昭和四五年五月二三日法律第九二号（農林物資規格法の一部を改正する法律）附則二項により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項の規定により制定された日本農林規格とみなされる。〕

沿革 昭和三六年 六月一五日号外 農林省告示第六二二号〔第一次改正〕

昭和四〇年 三月二六日 農林省告示第四〇七号〔第二次改正〕

昭和四二年一二月 八日号外 農林省告示第一八四二号〔製材の日本農林規格附則二項による改正〕

昭和四七年一〇月一四日号外 農林省告示第一八九二号〔製材の日本農林規格附則五項による改正〕

平成 八年 七月一一日号外 農林水産省告示第一〇八六号〔広葉樹製材の日本農林規格附則六項による改正〕

## 農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）第八条第一項

〔現行〓農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項〓昭和四五年五月法律九二号により改正〕の規定に基づき、押角の日本農林規格を次のように定め、昭和三十六年一月一日から施行する。

### 押角の日本農林規格

#### （定義）

第一条 この規格において「押角」とは、次の各号の一に該当する

第十六編 農林 第九章 農林物資規格 押角の日本農林規格

針葉樹の製材をいう。

一 丸身が六〇パーセントをこえるか、又は一角における丸身が四〇パーセントをこえる正割り又は正角

二 各材面において材の長さ五〇パーセント以上の部分にわたつてひき面があるひき割り類又はひき角類で、四材面にひき面がある部分における横断面の辺の欠を補つた形が正方形のもの

2 この規格において「ひき割り類」とは、厚さが七・五センチメートル未満で幅が厚さの四倍未満のものをいい、「正割り」とは、ひき割り類のうち横断面が正方形のものをいう。

3 この規格において「ひき角類」とは、厚さ及び幅が七・五センチメートル以上のものをいい、「正角」とは、ひき角類のうち横断面が正方形のものをいう。

木条…一部改正〔昭和四〇年三月農林省四〇七号〕、二・三項…追加〔平成八年七月農水省一〇八六号〕

#### （規格）

第二条 押角の規格は、次のとおりとする。

事項	等級	
	一 等	二 等
ひき面	ひき面が材の全長にわたつてある材面が一以上あるもの	制限しない

丸身	正割り又は正角	
	材の長さの中央において四〇パーセント以下のもの	材の長さの中央において六〇パーセント以下のもの
その他のもの	材の長さの三〇パーセント以上の部分において四〇パーセント以下のもの	材の長さの三〇パーセント以上の部分において六〇パーセント以下のもの
最小横断面の面積と呼称横断面積との比	五〇パーセント以上のもの	制限しない。
その他の欠点	顕著でないもの	上記の限度をこえて存するもの

(注)

- (1) 丸身の百分率は、その存する部分の最小横断面における辺の欠を補った方形の四辺の合計に対する辺の欠の合計の割合による。ただし、一角における百分率は、その方形の辺の合計に対する一角における辺の欠の合計の最大のもの割合による。

- (2) 呼称横断面積は、四材面にひき面がある部分における横

断面の辺の欠を補った正方形の面積とする。

本条：一部改正〔平成八年七月農水省一〇八六号〕

(標準寸法)

第三条 押角の標準寸法は、別表のとおりとする。

(広葉樹製材の日本農林規格の準用)

第四条 押角については、前三条に規定するもののほか、広葉樹製材の日本農林規格（平成八年七月十一日農林水産省告示第千八百六号）の規定を準用する。

見出：本条：一部改正〔昭和四十二年二月農林省一八四二号〕、本条：一部改正

〔昭和四十七年一〇月農林省一八九二号〕、見出：本条：一部改正〔平成八年七月農

水省一〇八六号〕

別表〔第3条〕

一辺の長さ (cm)	材 の 長 さ (m)								
	6.0	(1.8)	2.0	(2.7)	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)
(7.5)	(1.8)	(2.0)	(2.7)	(3.0)	(3.3)	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
8.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
9.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
10.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
(10.5)	(1.8)	(2.0)	(2.7)	(3.0)	(3.3)	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
11.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
12.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3

- (注) 1 一辺の長さは材、四材面にひき面がある部分における辺の欠を補った正方形による。
- 2 ( ) 内の長さは、昭和41年3月31日までの標準寸法とする。
- 3 寸法の許容限度は、次のとおりとする。

種 類	寸法の過不足	
	+	-
一 辺 の 長 さ(cm)	制限しない。	0.1未満
材 の 長 さ(cm)	制限しない。	0

本表…全部改正〔昭和36年6月農林省621号〕



前文〔抄〕〔昭和三十六年六月二十五日農林省告示第六二二号〕

昭和三十六年七月十五日から施行する。

前文〔抄〕〔昭和四〇年三月二十六日農林省告示第四〇七号〕

昭和四十年五月一日から施行する。

附則〔昭和四二年二月八日農林省告示第一八四二号抄〕

この告示は、昭和四十三年一月十日から施行する。

附則〔昭和四七年一月四日農林省告示第一八九二号抄〕

この告示は、昭和四十七年十一月十四日から施行する。

12 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に

より格付けを行なう製材の格付けについては、昭和四十八年三月

三十一日までは、なお従前の例によることができる。

# ○押角の日本農林規格

〔昭和三十五年十二月一日  
農林省告示第千二百四号〕

〔この告示は、昭和四五年五月二十三日法律第九二号（農林物資規格法の一部を改正する法律）附則二項により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項の規定により制定された日本農林規格とみなされる〕

沿革 昭和三六年 六月二十五日号外 農林省告示第六二二号（第一次改正）

昭和四〇年 三月二六日 農林省告示第四〇七号（第二次改正）

昭和四二年一月二日 八日号外 農林省告示第一八四二号  
〔製材の日本農林規格附則二項による改正〕

昭和四七年一月四日号外 農林省告示第一八九二号  
〔製材の日本農林規格附則五項による改正〕

平成 八年 七月一日号外 農林水産省告示第一〇八六号  
〔広葉樹製材の日本農林規格附則六項による改正〕

## 農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）第八條第一項

〔現行〕農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項「昭和四五年五月法律九二号により改正」の規定に基づき、押角の日本農林規格を次のように定め、昭和三十六年一月一日から施行する。

### 押角の日本農林規格

#### （定義）

第一条 この規格において「押角」とは、次の各号の一に該当する

第十六編 農林 第九章 農林物資規格 押角の日本農林規格

※「法規六一二一」◎◎

針葉樹の製材をいう。

一 丸身が六〇パーセントをこえるか、又は一角における丸身が四〇パーセントをこえる正割り又は正角

二 各材面において材の長さ五〇パーセント以上の部分にわたつてひき面があるひき割り類又はひき角類で、四材面にひき面がある部分における横断面の辺の欠を補つた形が正方形のもの

2 この規格において「ひき割り類」とは、厚さが七・五センチメートル未満で幅が厚さの四倍未満のものをいい、「正割り」とは、ひき割り類のうち横断面が正方形のものをいう。

3 この規格において「ひき角類」とは、厚さ及び幅が七・五センチメートル以上のものをいい、「正角」とは、ひき角類のうち横断面が正方形のものをいう。

本条…一部改正（昭和四〇年三月農林省告示四〇七号）、二・三項…追加（平成八年七月農水省一〇八六号）

#### （規格）

第二条 押角の規格は、次のとおりとする。

事項	等級	
	一 等	二 等
ひき面	ひき面が材の全長にわたつてある材面が 一以上あるもの	制限しない

丸身	正割り又は正角	材の長さの中央において四〇パーセント以下のもの	材の長さの中央において六〇パーセント以下のもの
最小横断面の面積と呼称横断面積との比		五〇パーセント以上のもの	制限しない。
その他の欠点		顕著でないもの	上記の限度をこえて存するもの

(注)

(1) 丸身の百分率は、その存する部分の最小横断面における辺の欠を補った方形の四辺の合計に対する辺の欠の合計の割合による。ただし、一角における百分率は、その方形の辺の合計に対する一角における辺の欠の合計の最大のもの割合による。

(2) 呼称横断面積は、四材面にひき面がある部分における横

断面の辺の欠を補った正方形の面積とする。

本条…一部改正〔平成八年七月農水省一〇八六号〕

(標準寸法)

第三条 押角の標準寸法は、別表のとおりとする。

(広葉樹製材の日本農林規格の準用)

第四条 押角については、前三条に規定するもののほか、広葉樹製材の日本農林規格（平成八年七月十一日農林水産省告示第千八百六号）の規定を準用する。

見出・本条…一部改正〔昭和四二年二月農林省一八四二号〕、本条…一部改正〔昭和四七年一〇月農林省一八九二号〕、見出・本条…一部改正〔平成八年七月農水省一〇八六号〕

別表〔第3条〕

一辺の長さ (cm)	材 の 長 さ (m)								
	(1.8)	2.0	(2.7)	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
6.0	(1.8)	2.0	(2.7)	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
(7.5)	(1.8)	(2.0)	(2.7)	(3.0)	(3.3)	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
8.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
9.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
10.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
(10.5)	(1.8)	(2.0)	(2.7)	(3.0)	(3.3)	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
11.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
12.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3

- (注) 1 一辺の長さは材、四材面にひき面がある部分における辺の欠を補った正方形による。  
 2 ( ) 内の長さは、昭和41年3月31日までの標準寸法とする。  
 3 寸法の許容限度は、次のとおりとする。

種 類	寸法の過不足	
	+	-
一 辺 の 長 さ(cm)	制限しない。	0.1未満
材 の 長 さ(cm)	制限しない。	0

本表…全部改正〔昭和36年6月農林省621号〕

前 文〔抄〕〔昭和三十六年六月二十五日農林省告示第六二二号〕

昭和三十六年七月十五日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和四〇年三月二十六日農林省告示第四〇七号〕

昭和四十年五月一日から施行する。

附 則〔昭和四二年二月八日農林省告示第一八四二号抄〕

1 この告示は、昭和四十三年一月十日から施行する。

附 則〔昭和四七年一〇月二十四日農林省告示第一八九二号抄〕

1 この告示は、昭和四十七年十一月十四日から施行する。

12 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に

より格付けを行なう製材の格付けについては、昭和四十八年三月

三十一日までは、なお従前の例によることができる。

○まくら木の日本農林規格

〔昭和四十一年四月十八日 農林省告示第五百三十九号〕

〔この告示は、昭和四十五年五月二日法律第九二号（農林物資規格法の一部を改正する法律）附則二項により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項の規定により制定された日本農林規格とみなされる。〕

農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）第八条第一項〔現行〕農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項（昭和四十五年五月法律九二号により改正）の規定に基づき、まくら木の日本農林規格を次のように定め、昭和四十一年五月十八日から施行し、枕木の日本農林規格（昭和二十六年九月一日農林省告示第三百十八号）は、昭和四十一年五月十七日限り廃止する。

まくら木の日本農林規格

（定義）

第一条 この規格において「レール面」とは、レールをすえ付ける材面をいい、「裏面」とは、レール面に相對する材面をいい、「レール部分」とは、次の表のレール部分の欄に掲げる並まくら木の部分をいう。

並まくら木の種類	レール部分
第一号	長さの中心からの距離が三〇センチメートル以上五〇センチメートル以下の部分
第二号	長さの中心からの距離が四〇センチメートル以上七五センチメートル以下の部分
第三号及び第四号	長さの中心からの距離が六〇センチメートル以上九五センチメートル以下の部分

（区分）

第二条 並まくら木、分岐まくら木及び橋まくら木は、長さ、幅及び長さにより、それぞれ次の表のとおり区分する。

一 並まくら木

種類	長さ(センチメートル)	幅(センチメートル)	長さ(センチメートル)
一号	一五〇	一一二	一一二
二号	二二〇	一四四	一四四
三号	二四〇	一四四	一四四
四号	二四〇	一五	一一三

二 分岐まくら木

種類	長さ(センチメートル)	幅(センチメートル)	長さ(センチメートル)
一号	一一八	一一二	一一二
二号	二二〇	一四四	一四四
三号	二四〇	一四四	一四四
四号	二四〇	一五	一一三

三 橋まくら木

〔法規二七五六〜六〇〕

(注) 厚さとは、材の最小横断面の辺の欠を補つた長方形におけるレール面側の辺と裏面側の辺との距離をいい、幅とは、他の二辺間の距離をいい、長さとは、材の両木口間の距離をいう。

種類	厚さ(センチメートル)	幅(センチメートル)	長さ(センチメートル)
一号	一五	一八	一五〇、一八〇
二号	一八	二〇	二二〇、二四〇、二七〇
三号	二〇	二二	二四〇、二七〇、三〇〇
四号	二三	二五	二四〇、二七〇、三〇〇

(規格)

第三条 まくら木の規格は、次のとおりとする。

一 並まくら木

節	事項		等級		
	レール部分	その他の部分	上	下	二 等
レール部分	次のひき面幅があり、かつ、一号以外のものにあつては、裏面からの距離が三センチメートル以下のもの 1 一号 六センチメートル以上のもの	短径が三センチメートル以下のもの	短径が五センチメートル以下のもの	同上	利用上支障のないもの
		短径が六センチメートル以下のもの	短径が八センチメートル以下のもの	同上	
レール部分	次のひき面幅があり、かつ、一号以外のものにあつては、裏面からの距離が六センチメートル以下のもの 1 一号 一センチメートル以上のもの 2 二号、三号及び四号	同上	同上	同上	利用上支障のないもの
その他の部分		同上	同上	同上	

最小面積		厚さの材面	
レールの部分	その他の部分	厚さの材面	その他の部分
<p>次のひき面幅のあるもの</p> <p>1 一号 一・二センチメートル以上のも</p> <p>2 二号及び三号 一・六センチメートル以上のも</p> <p>3 四号 一・八・五センチメートル以上のも</p>	<p>次のひき面幅のあるもの</p> <p>1 一号 六センチメートル以上のも</p> <p>2 二号、三号及び四号 七センチメートル以上のも</p>	<p>2 二号及び三号 九センチメートル以上のも</p> <p>3 四号 一〇センチメートル以上のも</p>	<p>次のひき面幅のあるもの</p> <p>1 一号 一センチメートル以上のも</p> <p>2 二号、三号及び四号 二センチメートル以上のも</p>
<p>次のひき面幅のあるもの</p> <p>1 一号 九センチメートル以上のも</p> <p>2 二号、三号及び四号 一・六センチメートル以上のも</p>	<p>次のひき面幅のあるもの</p> <p>1 一号 一センチメートル以上のも</p> <p>2 二号、三号及び四号 一・五センチメートル以上のも</p>	<p>2 二号、三号及び四号 二センチメートル以上のも</p>	<p>次のひき面幅のあるもの</p> <p>1 一号 一センチメートル以上のも</p> <p>2 二号、三号及び四号 一・五センチメートル以上のも</p>
<p>次のひき面幅のあるもの</p> <p>1 一号 九センチメートル以上のも</p> <p>2 二号及び三号 一・二センチメートル以上のも</p> <p>3 四号 一・四センチメートル以上のも</p>	<p>次のひき面幅のあるもの</p> <p>1 一号 一センチメートル以上のも</p> <p>2 二号、三号及び四号 一・五センチメートル以上のも</p>	<p>一・五センチメートル以上のも</p>	<p>利用上支障のないもの</p>
<p>利用上支障のないもの</p>	<p>利用上支障のないもの</p>		

〔法規二七五六～六〇〕



曲 り	は な お ち	面幅の材	
		裏面の 部分	裏面 の 部分
三五パーセント以下のもの	裏面及びレール部分に なくかつ、幅におい て一〇パーセント以 下、厚さにおいて二〇 パーセント以下のもの	次のひき面幅のあるもの 1 一号 一・二センチメートル 以上のもの 2 二号及び三号 一・六センチメートル 以上のもの 3 四号 一・八・五センチメ ートル以上のもの	1 一号 一・二センチメートル 以上のもの 2 二号及び三号 一・七センチメートル 以上のもの 3 四号 一・八・五センチ メートル以上のもの
三五パーセント（一五パーセント）以下のもの	裏面及びレール部分に なくかつ、幅におい て二〇パーセント以 下、厚さにおいて三五 パーセント以下のもの	次のひき面幅のあるもの 1 一号 九センチメートル 以上のもの 2 二号及び三号 一・二センチメートル 以上のもの 3 四号 一・四センチメートル 以上のもの	1 一号 九センチメートル 以上のもの 2 二号、三号及び四 号 一・六センチメートル 以上のもの
五〇パーセント以下のもの	同上	同上	1 一号 九センチメートル 以上のもの 2 二号及び三号 一・二センチメートル 以上のもの 3 四号 一・四センチメートル 以上のもの
利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの

〔法規二七五六〜六〇〕

測定寸法と公差						その他の欠点	木口における偽心(ぶなに限る。)	材面の腐れ	木口における腐れ又は空洞		目まわり	木口割れ	その他
マイナス			プラス						面積	深さ			
長さ	幅	厚さ	長さ	幅	厚さ								
の三パーセント以下のもの	の五パーセント以下のもの	の五パーセント以下のもの	の五パーセント以下のもの	の一五パーセント以下のもの	の一〇パーセント以下のもの	軽微なもの	七〇パーセント以下のもの	きわめて軽微なもの	の一〇パーセント以下のもの	の二パーセント以下のもの	の一〇パーセント以下のもの	の七パーセント以下のもの	の一〇パーセント以下のもの ただし、波そりのないもの
の五パーセント以下のもの	の一ニパーセント以下のもの	同上	同上	同上	同上	同上	八〇パーセント以下のもの	同上	の一五パーセント以下のもの	の五パーセント以下のもの	の二〇パーセント以下のもの	の一三パーセント以下のもの	同上
同上	同上	の一〇パーセント以下のもの	同上	同上	同上	顕著でないもの	の九〇パーセント以下のもの	軽微なもの	同上	同上	同上	同上	同上
利用上支障のないもの						利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの

〔法規二七五六〜六〇〕



は	な	お	ち	裏面	
				3 四号 二七センチメートル以上のもの	2 二号及び三号 二一センチメートル以上のもの
ないもの	二〇パーセント以下のもの	一〇パーセント以下のもの。ただし、波そりのないもの	同上	同上	一六・五センチメートル以上のもの の 二七センチメートル以上のもの
同上	三〇パーセント（一号にあつては、四〇パーセント）以下のもの	同上	同上	同上	一四センチメートル以上のもの の 二一センチメートル以上のもの 三・五センチメートル以上のもの
同上	五パーセント以下のもの	同上	同上	同上	利用上支障のないもの
同上	二〇パーセント以下のもの	同上	同上	同上	利用上支障のないもの
同上	一〇パーセント以下のもの	同上	同上	同上	利用上支障のないもの
同上	二パーセント以下のもの	同上	同上	同上	利用上支障のないもの
同上	三パーセント以下のもの	同上	同上	同上	利用上支障のないもの
同上	きわめて軽微なもの	同上	同上	同上	利用上支障のないもの
同上	七〇パーセント以下のもの	同上	同上	同上	利用上支障のないもの
同上	軽微なもの	同上	同上	同上	利用上支障のないもの
同上	五パーセント以下のもの	同上	同上	同上	利用上支障のないもの
同上	五パーセント以下のもの	同上	同上	同上	利用上支障のないもの

測定と寸法 の寸とた測 差法規寸定 と定法し			
マイナ			
長さ	幅	厚さ	長さ
二パーセント以下のもの	二パーセント以下のもの	二パーセント以下のもの	四パーセント以下のもの
同上	四パーセント以下のもの	四パーセント以下のもの	同上
利用上支障のないもの			

(注) 一等及び二等にあつては、犬くぎの使用に支障のある節、木口割れ又は目まわりは、許容しない。  
三 橋まくら木

事項	等級	
	一	二
節	短径が四・五センチメートル以下のもの	短径が七センチメートル以下のもの
厚さの材面	次のひき面幅があり、かつ、一号以外のものに於ては、両端からそれぞれ二〇センチメートル以内の部分を除く部分において裏面からの距離が三センチメートル以下のもの 1 一号 一〇・五センチメートル以上のもの 2 二号 一五センチメートル以上のもの 3 三号 二〇センチメートル以上のもの 4 四号 二五センチメートル以上のもの	次のひき面幅があり、かつ、一号以外のものに於ては、両端からそれぞれ二〇センチメートル以内の部分を除く部分において裏面からの距離が四・五センチメートル以下のもの 1 一号 七センチメートル以上のもの 2 二号 九センチメートル以上のもの 3 三号 一〇センチメートル以上のもの 4 四号 一五センチメートル以上のもの
	最小ひき面幅の材	次のひき面幅のあるもの
レール	1 一号 一五・五センチメートル以上のもの 2 二号 二〇・五センチメートル以上のもの 3 三号 二五センチメートル以上のもの 4 四号 三〇センチメートル以上のもの	1 一号 一四センチメートル以上のもの 2 二号 一七センチメートル以上のもの
利用上支障のないもの	利用上支障のないもの	利用上支障のないもの



(注) 一等及び二等にあつては、犬くぎの使用に支障のある節、木口割れ又は目まわりは、許容しない。

(測定方法)

第四条 前条の規格における事項であつて、次の表の上欄に掲げるものの測定方法は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。  
この場合において、材の厚さ、幅又は長さに対する百分率は、それぞれ第二条に掲げる厚さ、幅又は長さに対する百分率とする。

事項	測定方法
節	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 節の径は、短径による。</li> <li>2 死に節の短径は、その実測の短径の一・五倍とみなす。</li> <li>3 抜け節、腐れ節及び抜けやすい節の短径は、その実測の短径の二・五倍とみなす。</li> <li>4 ひのき又はひばで樹心から半径三センチメートルの部分及び材縁から三センチメートルの部分を除く木口において、年輪に直角的な直線三センチメートルの間に年輪が一〇個以上存する材にあつては、節の短径は、その実測の短径の一〇分の八とみなす。</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 はなおちの厚さは、その存する部分における最小厚と材の厚さとの差の材の厚さに対する百分率による。</li> </ol>

目まわり	木口割れ	曲り又はそり	はなおち
<ol style="list-style-type: none"> <li>2 同一端に二個以上あるとき又は両端にあると</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 完全な割れ止めを施した木口割れの長さは、その木口割れの一〇分の七とみなす。</li> <li>4 他材面に貫通しないもの及び材の角の部分に存するものは、材面における割れとみなす。</li> </ol>	<p>厚さの材面又は幅の材面における材の長さに沿う内曲面の最大矢高(二個以上あるときは、その和)の幅又は厚さに対する百分率による。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 はなおちの幅は、その存する部分における最小幅と材の幅との差の材の幅に対する百分率による。</li> <li>3 両端にあるときは、その大きい方を測定する。</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 その弧の長さのその存する木口の辺の欠を補つた方形の四辺の合計に対する百分率による。</li> </ol>			

	<p>木口における腐れ又は空洞</p>	<p>木口における偽心(ぶなに限る。)</p>	<p>測定した寸法と規定寸法との差</p>
<p>3 弧の一端に連続して材面に現われたものは、木口割れとみなす。</p>	<p>1 深さについては、その深さの材の長さに対する百分率により、面積については、その面積のその存する木口の面積に対する百分率による。</p> <p>2 同一の木口に二個以上あるときは、深さについてはその最大のもの、面積については各面積の和による。</p> <p>3 両木口にあるときは、いずれか大きい方のものによる。</p> <p>4 空洞で腐れをともなうものの深さ及び面積は、その和とする。</p> <p>5 ひばの飛び腐れは、腐れとみなさない。</p>	<p>1 その面積のその存する木口の面積に対する百分率による。</p> <p>2 両木口にあるときは、いずれか大きい方のものによる。</p>	<p>測定した寸法と規定寸法との差の材の厚さ、幅又は長さ(材の長さが二四〇センチメートル以上のものにあつては、二四〇センチメートルとする。)に対する百分率による。</p>